

プ ー ル 公 認 規 則

2015

(2015. 6. 28 施行)



公益財団法人 日本水泳連盟

目 次

第1章 総 則

第 1 条 (目的)	1
第 2 条 (転載の禁止)	1
第 3 条 (公認プール)	1
第 4 条 (国際基準プール)	1
第 5 条 (申請)	2
第 6 条 (審査)	2
第 7 条 (事前審査)	2
第 8 条 (公認の期間)	2
第 9 条 (再公認)	3
第 10 条 (改造・修理)	3
第 11 条 (公認証)	3
第 12 条 (公認測量者)	3
第 13 条 (測量)	4
第 14 条 (公認料)	4
第 15 条 (申請者の負担する費用)	4
第 16 条 (プール管理者)	4

第2章 公認競泳プール

第1節 通 則

第 17 条 (公認競泳プールの種類・形状)	6
第 18 条 (許容される過長値・過短値)	6
第 19 条 (プール壁)	6
第 20 条 (端壁)	7
第 21 条 (スタート台と水深の関係)	7

第 22 条 (スタート台)	7
第 23 条 (レーンライン・クロスライン)	9
第 24 条 (床面のレーンライン)	9
第 25 条 (端壁のレーンライン)	9
第 26 条 (5 m ライン及び中央ライン)	10
第 27 条 (その他のライン)	10
第 28 条 (レーンロープ)	10
第 29 条 (背泳ぎ用標識)	11
第 30 条 (不正出発防止用ロープ)	11
第 31 条 (タッチ板の取付)	11
第 32 条 (照明)	12
第 33 条 (水温調節及び循環ろ過)	12
第 34 条 (飛込プールとの間隔)	12
第 35 条 (特別な目的を持つプール)	12
第 36 条 (接続する他プールとの併設禁止)	12
第 37 条 (競泳プール設置基準)	13

第 2 節 50m 一般プール

第 38 条 (主要項目)	13
第 39 条 (端壁の水面上の立ち上り)	13
第 40 条 (スタート台の寸法)	14
第 41 条 (25m プールと併用のプール)	14

第 3 節 50m 国際プール

第 42 条 (主要項目)	15
第 43 条 (端壁の水面上の立ち上がり)	16
第 44 条 (スタート台の寸法)	16
第 45 条 (スタート台の装備)	16

第 46 条 (25m プールと併用のプール)	16
第 47 条 (照明)	16

第 4 節 25m 一般プール

第 48 条 (主要項目)	17
第 49 条 (端壁の水面上の立ち上り)	17
第 50 条 (スタート台の寸法)	17

第 5 節 25m 国際プール

第 51 条 (主要項目)	18
第 52 条 (端壁の水面上の立ち上り)	18
第 53 条 (スタート台の寸法)	18
第 54 条 (スタート台の装備)	18
第 55 条 (照明)	18

第 6 節 標準プール

第 56 条 (標準プールの材質)	18
第 57 条 (標準プールの種類)	19
第 58 条 (プール長以外の要件)	19
第 59 条 (スタート台と水深の関係)	19
第 60 条 (端壁の水面上の立ち上り)	19
第 61 条 (スタート台の要件)	19
第 62 条 (50m と 25m 併用のプール)	19
第 63 条 (その他標準プールに準用する規定)	20
〔別図 1〕	20
〔別図 2〕	21
〔別図 3〕	21

第3章 公認飛込プール

第1節 通 則

第64条 (公認飛込プールの種類)	22
第65条 (基線及び軸線)	22
第66条 (高さの許容誤差)	22
第67条 (水深)	22
第68条 (屋外プールの方向)	23
第69条 (照明及び採光)	23
第70条 (水温調節)	23
第71条 (波立て装置)	23
第72条 (採点台)	23
第73条 (温浴槽)	23
第74条 (陸上トレーニング施設)	23
第75条 (リザムンドシステム)	24
第76条 (指導・勧告)	24

第2節 一般飛込プールの飛板

第77条 (設置)	24
第78条 (寸法及び検定)	24
第79条 (飛板の固定方法)	24
第80条 (可動式支点)	24
第81条 (飛板の支持台)	25
第82条 (支点の中心線と飛板の据付け)	25
第83条 (飛板の配置)	25
第84条 (飛板に関する主要項目)	26

第3節 一般飛込プールの飛込台

第85条 (設置)	26
第86条 (飛込台の寸法及び軸線間の距離)	27
第87条 (飛込台の構造)	27
第88条 (飛込台先端の形状)	28
第89条 (滑り止め)	28
第90条 (手すり)	28
第91条 (階段)	28
第92条 (飛込台に関する主要項目)	29
第93条 (1 m、3 m、5 m飛込台)	29

第4節 国際飛込プール

第94条 (飛板及び飛込台に関する主要項目)	30
第95条 (競泳プールとの間隔)	31
第96条 (この節に定めのない事項)	31

第5節 飛込プールの全体配置

第97条 (全体配置)	31
第98条 (禁止事項)	31
〔別図4〕	32

第4章 公認水球プール

第1節 通 則

第99条 (公認水球プールの種類)	33
第100条 (プールおよび競技エリア)	33
第101条 (標識およびサイドライン)	33
第102条 (バウンダリーライン)	34

第 103 条 (ゴールラインとプール壁との距離)	34
第 104 条 (競技役員のスペース)	34
第 105 条 (ゴール)	34
第 106 条 (水球プールの一般配置)	35
〔別図 5〕	35
第 107 条 (水深)	36
第 108 条 (水温調節)	36

第 2 節 一般水球プール

第 109 条 (照明)	36
--------------------	----

第 3 節 国際水球プール

第 110 条 (照明)	36
第 111 条 (プールの水)	36

第 5 章 公認シンクロナイズドスイミング競技プール

第 1 節 通 則

第 112 条 (公認シンクロナイズドスイミング競技プールの種類) 37	
第 113 条 (フィギュア競技エリア及びルーティン競技エリア) …	37
第 114 条 (プールの水)	37
第 115 条 (水温調整)	37

第 2 節 一般シンクロプール

第 116 条 (フィギュア競技エリア)	37
第 117 条 (ルーティン競技エリア)	38
第 118 条 (プール底の傾斜)	38
第 119 条 (ラインの位置)	38

第3節 国際シンクロプール

第120条 (ルーティン競技エリア)	39
第121条 (水温)	39
第122条 (照明)	39
第123条 (自動記録機器)	39
第124条 (音響装置および表示基準)	39
第125条 (プラットフォーム)	39
第126条 (ジャッジ台)	39
〔別図6〕	39
〔別図7〕	40
〔別図8〕	40
〔別図9〕	41
〔別図10〕	41

第6章 補 則

第127条 (規則に定めのない事項)	42
第128条 (施行ならびに再公認)	42

要領および関連付則

プール測量実施要領	43
測量関連付則	48

付 属 資 料

プール公認規則における「プール管理者」	50
設置の意義について	50
プール水深とスタート台の高さに関するガイドライン	51
公認・推薦一覧表	56

全国公認測量者名簿	57
別表 1 競泳プール公認料・再公認料	58
標準プール公認料・再(認定)公認料	58
飛込プール公認料・再公認料	58
水球プール公認料・再公認料	58
事前審査料	58
別表 2 公認測量者旅費定額表	59

書 式 ・ 様 式

様式 10 - 1	公称 50 m 競泳プール (国際、一般、標準) (事前・再) 公認申請書	60
様式 10 - 1 の 2	公称 50 m 競泳プール (国際、一般、標準) (事前・再) 公認チェックシート	61
様式 10 - 2	公称 25 m 競泳プール (国際、一般、標準) (事前・再) 公認申請書	62
様式 10 - 2 の 2	公称 25 m 競泳プール (国際、一般、標準) (事前・再) 公認チェックシート	63
様式 10 - 3	公称 25 m・50 m 競泳プール再公認申請書	64
様式 10 - 4	飛込プール公認申請書	65
様式 10 - 4 の 2	飛込プール公認チェックシート	66
様式 10 - 4 の 3	水球プール公認申請書	67
様式 10 - 5	公認プール測量結果一覧表	68
様式 10 - 6	公認料請求書	69
様式 10 - 7	公認料領収証	70
様式 10 - 8	旅費請求書	71
様式 10 - 9	旅費領収証	72
様式 10 - 10	実費請求書	73
様式 10 - 11	実費領収証	74

(公財)日本水泳連盟プール公認規則(2014)

第1章 総 則

第1条 (目的)

この規則はわが国の水泳競技(競泳、飛込、水球、シンクロナイズドスイミング及び日本泳法をいう。以下同じ)の発展と水泳競技会の円滑かつ公正な運営を図るため、水泳競技に使用されるプールならびにその付属設備の公認の基準とその手続きを定めることを目的とする。

第2条 (転載の禁止)

本連盟の許可なく本規則の全部または一部を転載してはならない。

第3条 (公認プール)

- ① この規則において公認プールとは、本連盟の「競技会および海外交流規則」に定める公式競技会又は公認競技会に使用する競技場として本連盟が適格と認め公認したプールをいう。公認プールには、国内基準プール、国際基準プールがあり、競泳プールについてはこれらに加えて標準競泳プールがある。
- ② 本公認規則の規定は、水泳競技会の円滑かつ公正な運営を妨げない範囲において、常務理事会の議を経て、緩和して適用することができる。

第4条 (国際基準プール)

この規則において国際基準プール(以下国際プールという)とは、前条に定める公認プールのうち、国際水泳連盟(以下“FINA”という)がオリンピック大会、世界選手権水泳競技大会等FINAが開催する国際競技会の施設の基準として定めた要件を満たしたプールであって、本連盟がそのために定めた要件を満たすプール

をいう。

第 5 条（申請）

- ① この規則によりプールの公認を受けようとする者は、所定の様式により申請書と本規則第 12 条に定める測量者の作成した測量結果一覧表各 2 通に必要な資料を添え、プール所在地を管轄する本連盟加盟団体（以下加盟団体という）に提出しなければならない。
- ② 前項の申請を受けた加盟団体は、書類及び付属資料を点検のうへ本連盟に送付しなければならない。
- ③ 加盟団体は申請書及び測量結果一覧表各 1 通を手許に残し、プールの存続する期間中これを保存しなければならない。
（様式・申請書は10-1から10-4の3）

第 6 条（審査）

- ① 公認にあたっては、本連盟施設用具委員会において審査（飛込プールについては飛込委員会との合議）のうへ、常務理事会においてこれを決定する。
- ② 審査結果の適否は加盟団体を通じ申請者に伝達されるものとする。

第 7 条（事前審査）

- ① 使用する材料の如何を問わず、プールの計画又は設計の段階において、公認についての事前審査を申請することが望ましい。
- ② 前項の事前審査を申請しようとする者は、所定の申請書及び資料に別に定める審査料を添えて加盟団体に提出しなければならない。
- ③ 第 5 条第 2 項及び前条の規定は事前審査にこれを準用する。

第 8 条（公認の期間）

公認の有効期間は公認が決定した日より満 5 年間とする。

第 9 条（再公認）

- ① 公認の期間が満了したのち引き続き公認を受けようとする者は所定の様式による申請書を提出しなければならない。
- ② 申請の方法及び審査手続きについては第 5 条ならびに第 6 条の規定を準用する。再公認の申請にあたっては、公認測量者または、加盟団体の所見を記した申請書を提出するものとする。
- ③ 再公認の有効期間は前回の（再）公認の有効期間満了の日の翌日より満 5 年間とする。
- ④ 前 3 項の規定は以後の再公認の更新についても適用する。

第 10 条（改造・修理）

- ① 第 8 条及び前条第 3 項の規定にかかわらず、プールの改造もしくは大規模な破損修理を行ったときは、（再）公認の有効期間はそのときをもって終了するものとする。
- ② 前項に該当するプールについて再び公認を受けようとするときは第 5 条に定める手続きによらなければならない。

第 11 条（公認証）

- ① 公認を受けたプールに対して、公認証及びプレートを交付する。
- ② 前項のプレートは、これをプール内の目立つ箇所に掲示しなければならない。

第 12 条（公認測量者）

- ① 本連盟及び加盟団体に本連盟の公認する測量者（以下公認測量者という）を置くものとする。
- ② 加盟団体における公認測量者の定員は 1 加盟団体につき 1 名とする。
ただし、加盟団体の事情により 2 名以上とすることができる。
- ③ 公認測量者は本連盟の指示を受け、プール建設についての指導・助言を行うことができるものとする。
- ④ 公認測量者に関するその他の事項は付則でこれを定める。

第 13 条（測量）

公認の申請に際しては本連盟または加盟団体が派遣する公認測量者による実地測量を受けなければならない。公認測量者は、別に定めるプール測量実施要領によって実地測量を実施しなければならない。

第 14 条（公認料）

公認を受けた申請者は別表に定める公認料を本連盟に納付しなければならない。再公認の場合も同様とする。（別表 1）

第 15 条（申請者の負担する費用）

申請者は公認料のほか、次に掲げる費用を負担しなければならない。

1. 別表公認測量者旅費規定に定める費用。（測量関連付則第 2 条及び別表）
2. 公認測量者助手に対する日当及び旅費。（測量関連付則第 2 条）
3. 申請に要した文書作成費、通信費等の付帯経費。（測量関連付則第 2 条）

第 16 条（プール管理者）

① 公認プールには次のいずれかの資格を有する者をプール管理者として置かなければならない。申請者にその資格コード(01～08)と登録番号を記入すること。

- (01)（公財）日本体育協会公認水泳指導員
- (02)（公財）日本体育協会公認水泳上級指導員
- (03)（公財）日本体育協会公認水泳コーチ
- (04)（公財）日本体育協会公認水泳上級コーチ
- (05)（公財）日本体育協会公認水泳教師
- (06)（公財）日本体育協会公認水泳上級教師
- (07)（公財）日本体育施設協会水泳指導管理士

(08) (公社) 日本プールアメニティ協会プール衛生管理者

- ② プール管理者はプール水泳競技施設としてふさわしい環境を備え、かつ利用者にとって有益で快適な運営が行われるように指導、勧告又は助言を行うものとする。

注：本条に定めるプール管理者はライフ・ガード、監視人あるいは単なるプール番ではなく、又プールに常駐する必要はない。

第2章 公認競泳プール

第1節 通 則

第17条（公認競泳プールの種類・形状）

- ① 公認競泳プールとは公称50m国内基準競泳プール(以下、「50m一般プール」という)、公称50m国際基準競泳プール(以下、「50m国際プール」という)、公称50m標準競泳プール(以下、「50m標準プール」という)、公称25m国内基準競泳プール(以下、「25m一般プール」という)、公称25m国際基準競泳プール(以下、「25m国際プール」という)、及び公称25m標準競泳プール(以下、「25m標準プール」という)をいう。

- ② プールの形状は長方形でなければならない。

注：以下この章及び次章で定める寸法又は角度のうち()内のアルファベット文字を付したものは、別図1から3に示される箇所の数値である。

第18条（許容される過長値・過短値）

- ① プール長の許容最大過長値(端壁面の凹凸によるものを含む)は10mmとし、過短は認められない。
- ② その他の寸法の許容最大過長値・過短値は特に指定あるものを除き、表示有効数字の最終桁の1/2以下とする。

第19条（プール壁）

- ① プールを囲む壁のうち、スタート台側の壁及びそれに正対する壁を端壁といい、端壁に接する壁を側壁という。
- ② 壁はすべて鉛直でかつ相対するそれぞれの壁は平行でなければならない。
- ③ 壁の構造(以下躯体という)はすべて堅固な材質で構築されなければならない。

- ④ 前項の堅固な材質とは、鉄筋コンクリート、プレ・ストレスト・コンクリート、鋼、ステンレス鋼、アルミニウム及びその合金、FRP材をいう。これら以外の材質で本連盟が審査した結果これらの材質と同等以上のものとして認めた材質をいう。
- ⑤ プール壁に使用するタイル類は第3項にいう躯体とは見なさない。

第20条（端壁）

- ① 端壁の表面は、その上端から水面下少なくとも0.80mまで滑り止め仕上げを行わなければならない。
- ② 水深が深いプールにあっては端壁の水面下1.20m以上の箇所に幅0.10m以上0.15m以下の休息だな又は休息用のくぼみを設けることができる。
- ③ 端壁に給排水口を設置するときは、レーンロープの直下に位置するよう配置しなければならない。
- ④ 端壁に「のぞき窓」を設置するときは、その上縁の位置が水面下0.80mよりも深くなるように設置し、かつ「のぞき窓」の表面は端壁と同一平面を構成するようにならなければならない。
- ⑤ 端壁の下端とプール底面との接合部を曲面仕上げとする場合、端壁は水面下1.00m又は端壁前方の水深マイナス0.15mのいずれか深い所までの範囲を平面としなければならない。

第21条（スタート台と水深の関係）

端壁前方6.0mまでの水深が1.35m未満であるときはスタート台を設置してはならない。

第22条（スタート台）

- ① スタート台の材質は「ばね」の効果を持たない堅固なものにならなければならない。
- ② スタート台の傾斜角(M)は10度以下とし、調整可能なバックプレートの設置が望ましい。

- ③ スタート台の上面は全面滑り止め仕上げを施さなければならない。
- ④ スタート台の前面及び両サイドに前方飛込スタート用のグリップを備えなければならない。両サイドの前方飛込スタート用のグリップは、手すりとすることができる。(別図3)
スタート台の天板の厚みが4 cm を超えるときは、前方飛込スタート用として左右にそれぞれに長さ10 cm 以上のグリップを取り付けるほか、前縁部は長さ50 cm に渡って天板上面から3 cm の厚さになるように切込みを施すことが望ましい。
- ⑤ 背泳ぎスタート用グリップの要件は次の通りとする。
1. 取付け位置 水面上0.30m 以上0.60m 以下
ただし、タッチ板を所定の位置に取付けて使用できる高さ以上でスタート台前面の高さを超えないこと
 2. 形 状 水平、垂直又はその併用
 3. 取付け方法 スタート台前面より突出しないこと。
- ⑥ タッチ板を装着する端壁のスタート台は、スタート台のいずれの部分も端壁より10mm を超えて水面上に突出してはならない。タッチ板を装着しない端壁のスタート台は、いずれの部分も端壁より突出してはならない。
- ⑦ レーン番号はスタート台からプールに向かって右端を第1レーンとする。ただし10レーンのプールでは右端を第0レーンとする。番号は、アラビア数字により次の方法で取付けなければならない。
1. ブロック式スタート台(脱着式を含む)
前後左右4面
 2. 連続式スタート台
少なくともレーン中央の前面1カ所
(スタート台上面又はスタート台後方から見える位置にも

取付けることが望ましい。)

- ⑧ 50m プールにあっては、ターン側にもスタート台を設置し、その上面の形状、寸法及び前縁の水面上の高さはスタート台側のものと同一でなければならない。
- ⑨ 脱着式スタート台を設置するプールにあっては、その取付け方法、取付け精度確保のためのマーキング等につき詳細な図面を提出して本連盟の承認を得なければならない。
- ⑩ スタート台下部には、映像装置を設置することができる。ただし、映像装置は、フラッシングしてはならず、背泳ぎのスタート時に映像を動かしてはならない。

第 23 条 (レーンライン・クロスライン)

レーンライン及びクロスラインの幅及び色は次の通りとする。

- 1. 幅(A) 0.20m 以上 0.30m 以下
- 2. 色 周囲と明瞭に識別できる暗色

第 24 条 (床面のレーンライン)

床面のレーンラインは各レーンの中央に両端壁から各 2.0m(F)を残し連続する直線とし、その両端に長さ 1.0m(D)のクロスラインを設置しなければならない。また、50m プールにあっては、両端壁から 15m(L5)の位置に、レーンライン上に長さ 0.5m のクロスラインを設置しなければならない。(L 5 はクロスラインの中央までの距離)

第 25 条 (端壁のレーンライン)

端壁のレーンラインは各レーンの中央に、原則としてスタート台を除く端壁の高さいっぱい設置し、水面下 0.30m(C)の位置に線が来るように長さ 0.50m(B)でレーンラインと同色のクロスラインを設けなければならない。

端壁のレーンラインの水面上の立ち上がりは 0.10m 未満であってはならない。

第 26 条（5 m ライン及び中央ライン）

国際プールを除き次のラインを設置することができる。

両端壁から各 5.0m の箇所及びプール中央にプールを横断して両端壁に立ち上がるライン（その幅及び色はレーンライン及びクロスラインと異なるものであることが望ましい）

第 27 条（その他のライン）

第 23 ～ 26 条に定めるほかは、如何なるラインもプール内壁（底面を含む）に常設してはならない。

ただし、第 41 条第 1 項第 5 号及び同第 2 項第 3 号のレーンライン及びクロスラインを常設するときはこの限りではない。

第 28 条（レーンロープ）

- ① レーンロープは、レーンの全長にわたりブイの間隔に隙間を生じないように、かつ、たるみのないように張らねばならない。
- ② レーンロープブイの直径は 50mm 以上 150mm 以下とする。
ただし、国際基準プールにあつては 150mm とする。両端壁から 5.0m までのブイの色は赤色とする。
- ③ プールの両端から 15.0m のブイの色は、隣接するブイと異なる色としなければならない。
- ④ 50m プールでは、プールの両端から 25.0m のブイの色を隣接するブイと異なる色としなければならない。
- ⑤ 端壁に固定されたレーンロープ取付け具は端壁面より突出してはならない。
- ⑥ 各レーンの両サイドに 1 本ずつのレーンロープを取り付ける。
- ⑦ レーンロープの両端には、柔らかな素材でできたレーン番号を設置することができる。
- ⑧ レーンロープの色については、プールの両端は緑色、中央部分のレーンは左右共に黄色、その他は青色を基本とする。
中央部分のレーンとは、

10レーンのプールでは第4・第5レーンの2レーンを
9レーンのプールでは第4・第5・第6レーンの3レーンを
8レーンのプールでは第4・第5レーンの2レーンを
7レーンのプールでは第4レーンのみを
6レーンのプールでは第3・第4レーンの2レーンを
5レーンのプールでは第3レーンのみをいう。

第29条（背泳ぎ用標識）

- ① 背泳ぎ用ターン標識として、両端壁から5.0m(L 4)の距離にあって、プール両サイドに立てられた支柱又はスタンドから、プールの水面上1.8mの高さでプールを横断する旗つきロープが設置できるようにしなければならない。
- ② 旗は、等辺の長さが40cm、残りの辺の長さが20cmの二等辺三角形とし、20cmの辺をロープに固定し、旗の中心相互の間隔は25cmとする。
- ③ プールの両端壁から各15m(L 5)の位置を示す明瞭な標識をプールの壁側に設けなければならない。
- ④ 標識は各レーンロープにも設けることが望ましい。

第30条（不正出発防止用ロープ）

- ① 不正出発(フォールススタート)防止用ロープは、プール両サイドに立てられた支柱又はスタンドから、プールの水面上を水面から1.20m以上の高さで横断するロープであって、不正出発のときは、競技役員の簡便な操作によりロープが直ちに全てのレーンの水面に落下するように設置しなければならない。
- ② 前項のロープを設置する位置はスタート台の前方15m(L 5)とする。

第31条（タッチ板の取付）

- ① 競技会の開催時には、プール長が25.02m、50.02mのプールにはスタート側、ターン側の両面に、プール長が25.01m、

50.01m のプールにはスタート側の片面に、タッチ板を装着する。タッチ板の上部にはレーン番号をふることができる。

② タッチ板を装着するときは、その有効面の上端が次の位置にあるように設置するものとする。

1. 50m プール 水面上 0.30m
2. 25m プール 水面上 0.20m 以上 0.30m 以下

第 32 条 (照明)

① 室内プールにおける端壁付近の内側の照度は 600 ルックス以上とする。

② 屋外プールに照明装置を常設する場合には前項の基準を準用する。

第 33 条 (水温調節及び循環ろ過)

水温は競技中を通じて常に 25℃ 以上 28℃ 以下に保たれるような設備を必要とする。競技中流入・流出装置を稼働させる場合、明らかに感じられる流れを作ってはならない。

第 34 条 (飛込プールとの間隔)

競泳プールと飛込プールとの間隔は次の通りとする。

1. 室内プール 8.0 m 以上 (10.0 m が望ましい)
2. 屋外プール 10.0m 以上

第 35 条 (特別な目的を持つプール)

身体機能回復訓練に使用することを目的として一方又は両端のレーンの外側余裕部分を用いて、別図 2 に示す方法によりスロープ及び手すりを設置することができる。ただし、その他の部分がすべて本章の各条項の規定に合致することを条件とする。

第 36 条 (接続する他プールとの併設禁止)

公認プールに接続する徒渉プールあるいは幼児プールの併設は認めない。

注：「接続する」とは金網、さく、壁等で区画したものをいい、

全く別個独立したものは含まない趣旨である。

第 37 条（競泳プール設置基準）

国際競技会その他本連盟が指定する競技会に使用される競泳プールについては本章の基準によるほか、競泳競技会用プール施設要領によるものとする。

第 2 節 50m 一般プール

今後、国内主要大会を実施あるいは実施することが見込まれるプールにあっては、「競泳競技会用プール施設要領」に基づき計画し建設することが望ましい。

第 38 条（主要項目）

① 前節に定める以外の主要項目は次の通りとする。

1. 長さ(L 1)

タッチ板をスタート台側のみに設置する場合 50.01m

タッチ板を両端壁に設置する場合 50.02m

2. 幅(L 3) 17.9m 以上

3. 水深(G) 1.35m 以上

4. レーンの数 7 レーン以上

5. レーンの幅(E) 2.50m

6. プール両端の余裕(L 6) 0.20m 以上で休息だなの幅以上

② 固定式のタッチ板を使用する場合の前項第 1 号の長さはタッチ板装着の状態です 50.00m とする。

第 39 条（端壁の水面上の立ち上り）

タッチ板を設置する側の端壁の水面上の立ち上りは 0.30m とし、他方の端壁の水面上の立ち上りは 0.20m 以上 0.30m 以下とする。

端壁の水面上の立ち上りは着脱式とすることができる。着脱式の端壁を設置するプールにあっては、構造計算書及び、その取り付け方法、取り付け精度確保のためのマーキング等につき詳細な図面を提出して本連盟の承認を得なければならない。

第 40 条 (スタート台の寸法)

スタート台の要目は次の通りとする。

1. スタート台の高さ(K) 0.50m 以上 0.75m 以下
2. 台の上面の面積(I×J) 0.50m×0.50m 以上

第 41 条 (25m プールと併用のプール)

① 50m 一般プールの短辺方向を 25m 公認プールとして使用する場合は、次の規定による。

1. プール長(50m プールの幅)は 25.01m(タッチ板を両サイドに設置するときは 25.02m)とする。
2. 端壁(50m プールの長辺)の水面上の立ち上がりは 0.20m 以上 0.30m 以下とする。
3. レーンの幅(E)は 2.00m ~ 2.50m とする。
4. 25m 方向の床面のレーンラインは仮設のものとし、常設してはならない。
5. 端壁のレーンライン及びクロスラインは原則として常設するものとするが、仮設とした場合は各レーンラインの中心を示すマーキングを施すこと。
6. レーンの数 は 5 レーン以上とする。
7. 仮設ブリッジ(審判通路)の有効幅は 850mm 以上とし、背泳用、フライングポールの設置が可能なものであること。
8. その他については第 4 節の規定によるものとする。

② 50m 一般プールの長辺方向を 25m 一般プールとして使用する場合は、次の規定による。

1. プール長、端壁の水面上の立ち上がり、レーン幅は、前項の

- 1～3の規定に準ずる。
2. 床面のレーンラインは、必要に応じて仮設する。
3. 端壁のレーンライン及びクロスラインは原則として常設するものとするが、仮設とした場合は各レーンラインの中心を示すマーキングを施すこと。
4. 仕切り壁は機械操作により正確なガイドレール等によって移動できるものとし、固定部分と移動部分の双方にマーキングを行い、50m プールおよび 25m プールの端壁として使用する場合のプール長の確保が確実に行われるようにすること。プール長精度確保のためのマーキング等につき、公認の申請時に詳細な図面と構造計算書を提出して本連盟の承認を得なければならない。
5. 仕切り壁の幅(厚さ)は 1.0m 以上とし、上面にスタート台設置の場合は 2.0m 以上が望ましい。

第 3 節 50m 国際プール

第 42 条 (主要項目)

- ① 第 1 節に定める以外の主要項目は次の通りとする。
 1. 長さ(L1) 50.02m
 2. 幅(L3) 25.00m 以上
 3. 水深(G) 2.00m 以上(3.00m を推奨する)
 4. レーンの数 10 レーン
 5. レーンの幅(E) 2.50m
 6. プール両端の余裕(L 6) 0.00m 以上
- ② 固定式のタッチ板を使用する場合の前項第 1 号の長さはタッチ板装着の状態で 50.00m とする。

第 43 条（端壁の水面上の立ち上がり）

両端壁の水面上の立ち上がりはそれぞれ 0.30m とする。

第 44 条（スタート台の寸法）

スタート台の要目は次の通りとする。

1. スタート台の高さ(K) 0.50m 以上 0.75m 以下
2. 台の上面の面積(I×J) 0.50m×0.60m 以上

第 45 条（スタート台の装備）

- ① スタート台にはリレーの不正出発を感知・表示する装置を備えなければならない。
- ② スタート台の天板の厚みが 4 cm を超えるときは、前方飛込スタート用として左右それぞれに長さ 10cm 以上のグリップを取り付けるほか、前縁部は長さ 50cm にわたって天板上面から 3 cm の厚さになるよう切込みを施すことが望ましい。

第 46 条（25m プールと併用のプール）

50m 国際プールの短辺方向又は長辺方向を 25m 公認プールとして使用する場合は、前節第 41 条の規定を準用する。

第 47 条（照明）

第 32 条第 1 項の規定にかかわらず、プール全面の照度は 1500 ルックス以上とする。

第 4 節 25m 一般プール

今後、国内主要大会を実施あるいは実施することが見込まれるプールにあっては、「公認競技会プール施設要領」に基づき計画し建設することが望ましい。

第 48 条 (主要項目)

① 第 1 節に定める以外の主要項目は次の通りとする。

1. 長さ(L1) 25.02 m
タッチ板をスタート台側のみに設置する場合 25.01m
タッチ板を両端壁に設置する場合 25.02m
2. 幅(L3) 10.4m 以上(12.9m 以上を推奨)
3. 水深(G) 1.00m 以上(1.35m 以上を推奨)
4. レーンの数 5 レーン以上
5. レーンの幅(E) 2.00 ~ 2.50m(250m を推奨する)とし
各レーンの幅は均等であること。
6. プール両端の余裕(L6) 0.20m 以上で休息だなの幅以上

② 固定式のタッチ板を使用する場合の前項第 1 号の長さはタッチ板装着の状態で 25.00m とする。

第 49 条 (端壁の水面上の立ち上り)

端壁の水面上の立ち上りは 0.20m 以上 0.30m 以下とする。ただしタッチ板を装置する端壁は 0.30m とする。端壁の水面上の立ち上りは脱着式とすることができる。脱着式の端壁の水面上の立ち上りを設置するプールにあっては、その取付け方法、取付け精度確保のためのマーキング等につき詳細な図面と構造計算書を提出して本連盟の承認を得なければならない。

第 50 条 (スタート台の寸法)

スタート台の要目は次の通りとする。

1. スタート台の高さ(K) 0.50m 以上 0.75m 以下
2. 台の上面の面積(I×J) 0.50m×0.50m 以上

第5節 25m 国際プール

第51条（主要項目）

① 第1節に定める以外の主要項目は次の通りとする。

- | | |
|-----------------|----------|
| 1. 長さ(L1) | 25.02m |
| 2. 幅(L3) | 25.0m 以上 |
| 3. 水深(G) | 2.00m 以上 |
| 4. レーンの数 | 10 レーン |
| 5. レーンの幅(E) | 2.50m |
| 6. プール両端の余裕(L6) | 0.00m 以上 |

② 固定式のタッチ板を使用する場合の前項第1号の長さはタッチ板装着の状態ですべて25.00mとする。

第52条（端壁の水面上の立ち上り）

第3節第43条の通り。

第53条（スタート台の寸法）

第3節第44条の通り。

第54条（スタート台の装備）

第3節第45条の通り。

第55条（照明）

第3節第47条の通り。

第6節 標準プール

第56条（標準プールの材質）

標準プールの躯体の材質は原則として第19条第3項及び第4項に定めるところによるが、プールの建設主体の判断で別の材質を選定する場合は当該主体の責任においてこれを行うものとする。

第 57 条（標準プールの種類）

標準プールは次の 2 種類とする。

1. 公称 50m プール：プール長(L1)
タッチ板をスタート側のみに設置する場合 50.01m
タッチ板を両端壁に設置する場合 50.02m
2. 公称 25m プール：プール長(L1)
タッチ板をスタート側のみに設置する場合 25.01m
タッチ板を両端壁に設置する場合 25.02m

第 58 条（プール長以外の要件）

プール長を除く標準プールの要件は次の通りとする。

1. レーン数 5 レーン以上
2. 幅(L3) 9.4m 以上
3. 水深(G) (ア)小中学校プール 0.80m 以上
(イ)小中学校プール以外 1.00m 以上
(飛込時の事故防止・軽減の見地から小中学校プールであっても、水深を 1.00m 以上とすることが望ましい。)
4. レーンの幅(E)1.80m ～ 2.50m とし、各レーンの幅は均等であること。
5. プール両端の余裕(L6)0.20m 以上で休息だなの幅以上

第 59 条（スタート台と水深の関係）

第 1 節第 21 条の通り。

第 60 条（端壁の水面上の立ち上り）

第 4 節第 49 条の通り。

第 61 条（スタート台の要件）

第 1 節第 22 条及び第 4 節第 50 条の通り。

第 62 条（50m と 25m 併用のプール）

公称 50m 標準プールの短辺方向又は長辺方向を公称 25m 標準プールとして使用する場合には第 2 節第 41 条の規定を準用する。

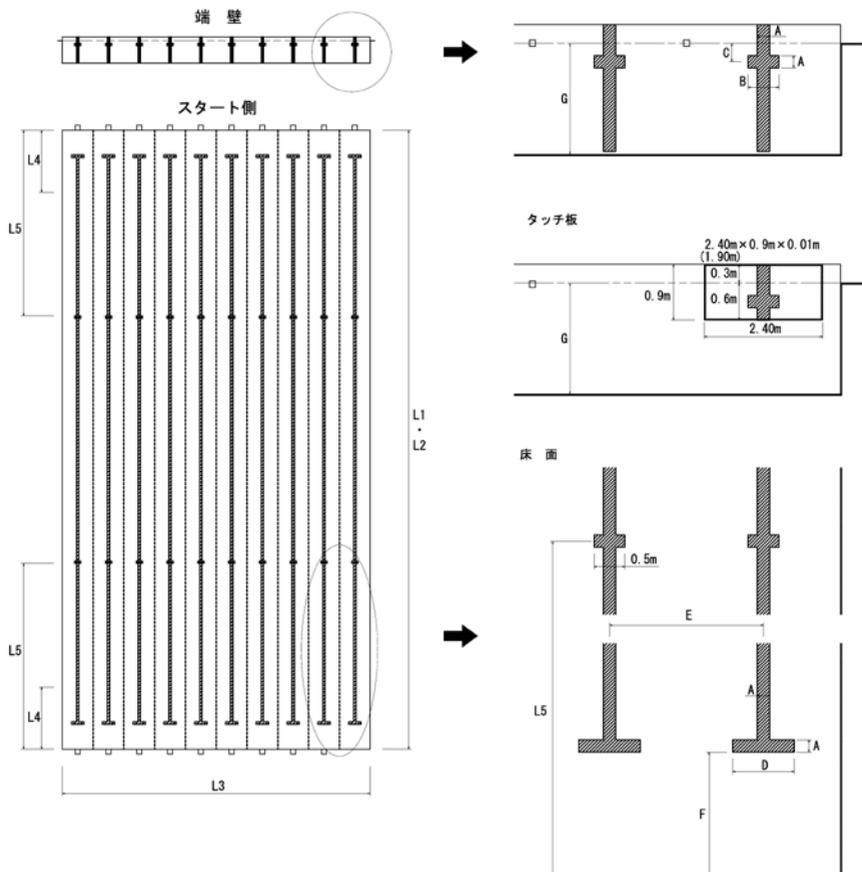
ただし、同条第1項第3号のレーン幅は1.80m以上2.50m以下と読みかえるものとする。

第63条（その他標準プールに準用する規定）

第1節に掲げる規定のうち次の条項は標準プールにこれを準用する。

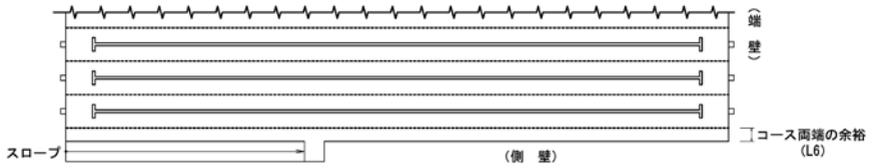
第17条第2項プール（の形状）から第36条まで。ただし第31条第2項の50mプールの箇所は0.20m以上0.30m以下と読み替える。

〔別図1〕



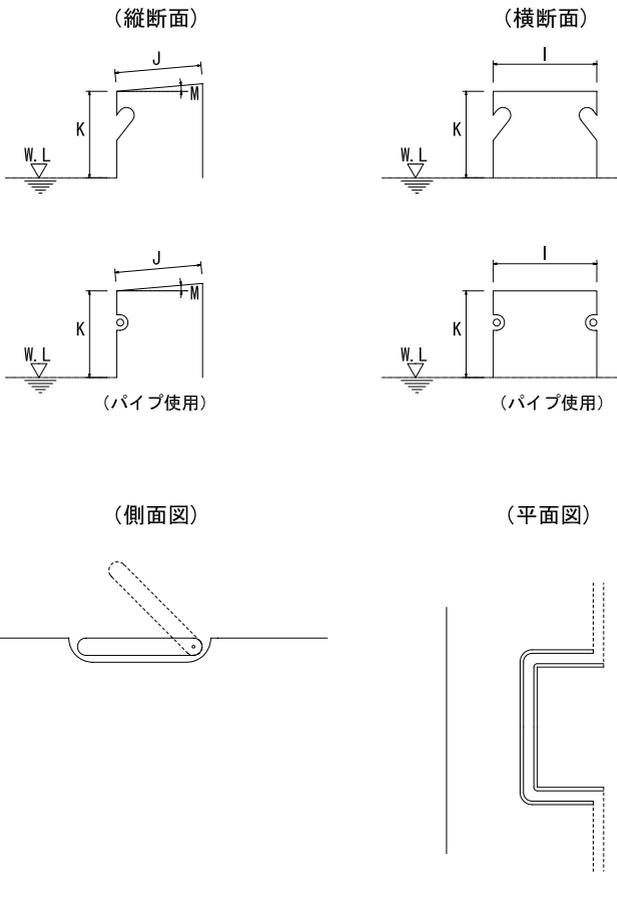
(L_5 はクロスラインの中央までの距離)

〔別図2〕 第35条 スロープ設置図



(第36条①-6、第40条①-6、第46条①-6、第50条①-6、第58条5)

〔別図3〕 第22条④スタート台及びスタート用グリップの例示



第3章 公認飛込プール

第1節 通 則

第64条（公認飛込プールの種類）

- ① 公認飛込プールとは国内基準飛込プール(以下この章においては一般飛込プールという)及び国際基準飛込プール(以下この章においては国際飛込プールという)をいう。
- ② 公認飛込プールにあつては1 m、3 mの飛板および5 m、7.5 m、10 mの飛込台を設置する。

第65条（基線及び軸線）

- ① この章において基線とは飛板又は飛込台の先端中央を通る鉛直線(Plummet)をいう。
- ② この章において軸線とは飛板又は飛込台の先端中央と後端中央とを結ぶ線をいう。隣接する軸線は相互に平行でなければならない。

第66条（高さの許容誤差）

- ① 飛板及び飛込台それぞれの上面の水面からの高さの誤差は本規定に定める数値の0.00mから+0.05mまでとする。
- ② 水面の高さは散水装置や発泡装置を稼働する前の状態で測定する。これらの測定は日本水泳連盟公認測量者による。

第67条（水深）

- ① 規則に定めるそれぞれの最大水深の箇所における水深の誤差は規定数値の-2%まで許容されるものとする。なお、それぞれの水深は第92条、第94条による。
- ② 飛込プールにあつては箇所の如何を問わず、水深が1.80mを下つてはならない。

第 68 条（屋外プールの方向）

屋外プールにあつては飛板及び飛込台は北向きに設置することが望ましい。

第 69 条（照明及び採光）

- ① 照明を用いる場合、その照度は水面上 1 m の高さにおいて 600 ルックス以上、国際飛込プールについては 1500 ルックス以上とする。
- ② 照明を用いる場合及び屋内プールに自然光を入れる場合には、その光線が演技に着手する競技者及び審判の視覚に悪影響を及ぼさないように配慮しなければならない。

第 70 条（水温調節）

水温は、26℃以上とする。

第 71 条（波立て装置）

競技者の水面確認を容易にするために、飛込施設の下に水面を攪拌する装置を設置しなければならない。

水面とプールサイドのレベルが同じプールでは、発泡装置の他に水平散水装置を併設するものとする。

第 72 条（採点台）

審判員の採点台座面の高さは水面より 1.5m ～ 2.0m とする。
なお、1.0 m 飛板飛込ではプールサイドでの使用に適した椅子を使用する。

第 73 条（温浴槽）

飛込台の後方なるべくプールに近い場所に温水シャワーと温浴槽を設けるものとする。

第 74 条（陸上トレーニング施設）

- ① 飛込プールの近くにスパッティング付の飛び板もしくはトランポリンを設置するものとする。ドライエリアにソフトマット付の飛板と飛込台の練習台を設置することが望ましい。

- ②国際飛込プールでは飛込プールの近くに陸上練習用ドライランドを設置する。
- ③国際大会に使用する飛込プールに設置するドライランドはFINA ガイドラインに適合する施設であることが必要で、本連盟と協議すること。

第 75 条（リザムンドシステム）

リザムンドシステムは「飛込競技会用施設要領」に従い設置すること。

第 76 条（指導・勧告）

本規定に定めのない事項については、本連盟の指導及び勧告によるものとする。

第 2 節 一般飛込プールの飛板

第 77 条（設置）

飛板は水面からの基線上の高さ 1.00m もの（1 m 飛板）及び同 3.00m もの（3 m 飛板）の 2 種類とし、そのいずれをも設置しなければならない。

第 78 条（寸法及び検定）

飛板は長さ 4.8m 以上、幅 0.5m 以上の寸法とし、表面に十分な滑り止めを施したものであって本連盟の検定を受けたものでなければならない。

第 79 条（飛板の固定方法）

飛板の後端は支持台により固定されなければならない。

第 80 条（可動式支点）

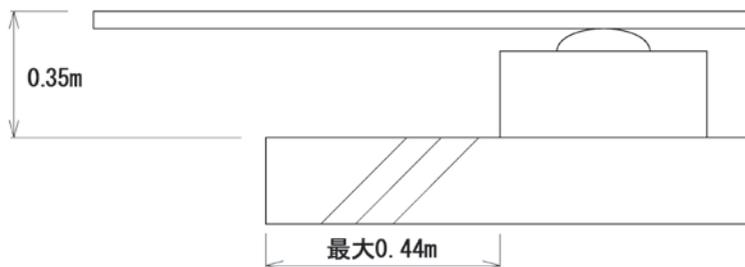
- ① 飛板は可動式支点装置(movable falcrums：以下、「ローラー」という。ローラーの長さ 0.75m)を移動することにより、競技者

自身が容易に調節することができるものでなければならない。

- ② 飛板の可動式支点は本連盟が検定したものでなければならない。

第 81 条（飛板の支持台）

- ① 支持台の上面と飛板の上面との垂直距離は 0.35 m とする。
- ② ローラー底部(長さ 0.741 m)の先端から支持台の先端までの水平距離は、最大 0.44 m とする。なお、0.44 m を超える場合、ローラーと後部ちょうつがいを前方に動かし、支持台とローラーが 0.44 m になるようにする。



第 82 条（支点の中心線と飛板の据付け）

- ① ローラーの可動範囲の中央を通り、軸線に直角な水平線を支点の中心線という。
- ② 可動式ローラーがどの位置にあっても、飛板の先端は完全な水平状態になるように据え付けなければならない。
- ③ 飛板の後端と支点の中心線との距離は飛板の製造者の仕様をもとに決定されるものとする。

第 83 条（飛板の配置）

- ① 飛板は飛込台のわきの片側又は両側に配置する。
- ② シンクロナイズドダイビングに使用する場合、同じ高さの飛板を 2 枚以上並列に設置し、選手間の視界を遮るものがないようにする。

第 84 条（飛板に関する主要項目）

一般飛込プールの飛板の装置に関する主要数値(寸法は最小値、角度は最大値)は次の通りとする。

(単位：メートル)

符号	項 目	飛 板	
		1 m	3 m
A	プール後方壁との距離	1.50	1.50
B	プール側方壁との距離	2.50	3.50
D	プール前方壁との距離	9.00	10.25
C	隣接する軸線間の距離	2.00	2.20
E	板又は台と天井までの距離	5.00	5.00
G	基線前方の上方空間	5.00	5.00
F	基線後方・両側の上方空間	2.50	2.50
	天井の最大傾斜角	30°	
H	基線上の水深	3.40	3.70
J K	基線前方の水深	前方5.00mにおいて3.30	6.00mにおいて3.60
L M	基線側方への水深	側方1.50mにおいて3.30	2.00mにおいて3.60
N	プール底の最大傾斜角	30°	

注：符号については別図 4 を参照のこと

第 3 節 一般飛込プールの飛込台

第 85 条（設置）

① 飛込台は水面からの基線上の高さ 0.60m 以上 1.00m 以下のもの（1 m 台）、同 2.60m 以上 3.00m 以下のもの（3 m 台）、同 5.00m のもの（5 m 台）、同 7.50m のもの（7.5m 台）、10.00m のもの（10m 台）の 5 種類とする。

② 公認飛込プールにあっては、このうち 5 m 台、7.5m 台及び

10m 台のいずれれをも設置しなければならない。

第 86 条（飛込台の寸法及び軸線間の距離）

- ① 飛込台の最小寸法は次の通りとする。

	飛込台の幅	飛込台の長さ
1 m 台	1.00 m (3.00 m)	5.00m
3 m 台	1.00 m (3.00 m)	
5 m 台	3.00 m	6.00m
7.5m 台	2.00 m	
10m 台	3.00 m	

飛込台の幅



() 内は望ましい値

- ② 過去の公認実績がある既設のプールに限り、10m 台の幅は 3.00m 未満であっても、2.00m 以上あれば、公認または再公認を与えるものとする。ただし、シンクロナイズドダイビングの競技会を行うためには、第 90 条第 3 項の規定に適合しなければならない。
- ③ 飛込台の幅を前項の表の数値より大としたときは、隣接する軸線からの距離は左右それぞれ増加した幅の $1/2$ を規定値(第 92 条 符号 B・C と隣接する軸線間の距離)に加算したものとする。

第 87 条（飛込台の構造）

飛込台は堅固な材質で水平に作られ、その構造は下記の数値を満たすものとする。

- ① 構造全体の振動数：3.5Hz
- ② 基本的な飛込台の振動数：10.0Hz
- ③ 基本的なタワーの周波数：3.5Hz
- ④ 応力 P_x 、 P_y 、 $P_z = 450\text{KN}$ の場合、飛込台先端のひずみは最大 1 mm とする。

なお、構造が鉄骨造の場合は上記数値が確保されていることを確認できる資料を添付し事前協議を行う。

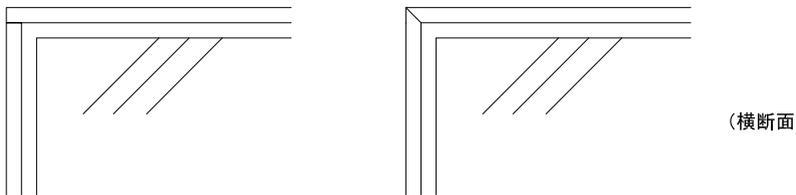
鉄筋コンクリート造の場合はこれを省略できる。

第 88 条（飛込台先端の形状）

飛込台の先端の厚さは 0.20m を基本とし、0.30m を超えてはならない。また、その先端面は垂直もしくは垂線から内側に 10 度以内の傾斜角をもつものでなければならない。

第 89 条（滑り止め）

飛込台の表面及び先端には弾力性のある滑り止めで、本連盟の承認を得たものを全面に施さなければならない。滑り止めは、表面と先端とを一体とせず、それぞれ別々にかつ直角に敷設しなければならない。



第 90 条（手すり）

- ① 1 m 以下の台を除き飛込台の後方および両側は飛込台の先端から 1.00m の点を起点として、飛込台の外縁の外側に沿って、高さ 1.00 m 以上で、2 本の手すりを持った 1.80 m 幅の手すりに囲われていなければならない。
- ② 左右の手すりの間隔は 10m 台では 3.00m 以上、その他の台では 1.80m 以上とし、それぞれに最低 2 本の横棒を設置しなければならない。
- ③ 旧規則のもとで公認を受けたプールに限り、10m 台の手すりの間隔は、2.00m 以上あれば、再公認を与えるものとする。ただし、手すりの間隔が、3.00m 以上なければシンクロナイズドダイビングの競技会は行わない。

第 91 条（階段）

飛込台への昇降用として、固定され、かつ十分な幅の踏込みの

ある階段(梯子は不可)を設置しなければならない。

第 92 条 (飛込台に関する主要項目)

一般飛込プールの飛込台の設置に関する主要数値(寸法は最小値、角度は最大値)は次の通りとする。

符号	項 目	飛 込 台			
		1 m	3 m	5 m	7.5m
A	プール後方壁との距離	0.75	1.25	1.25	1.50
B	プール側方壁との距離	2.50	3.00	3.40	4.50
D	プール前方壁との距離	8.00	9.50	10.25	11.00
C	隣接する軸線間の距離	1.85	2.20	2.40	2.75
E	板又は台と天井までの距離	3.25	3.25	3.25	3.25
G	基線前方の上方空間	5.00	5.00	5.00	5.00
F	基線後方・両側の上方空間	2.75	2.75	2.75	2.75
	天井の最大傾斜角	30°			
H	基線上の水深	3.20	3.50	3.70	4.10
J K	基線前方の水深	4.50mにおいて3.10	5.50mにおいて3.40	6.00mにおいて3.60	8.00mにおいて4.00
L M	基線側方への水深	1.40mにおいて3.10	1.80mにおいて3.40	3.00mにおいて3.60	3.75mにおいて4.00
N	プール底の最大傾斜角	30°			

注1：符号については別図4を参照のこと

第 93 条 (1 m、3 m、5 m飛込台)

1 m、3 m、5 m飛込台の先端は隣接する1 m、3 m飛板よりもプール中に張り出してはならない。(100m以上差があることが望ましい)

第 4 節 国際飛込プール

第 94 条 (飛板及び飛込台に関する主要項目)

国際飛込プールの飛板及び飛込台の設置に関する主要項目
(寸法は最小値、角度は最大値)は次の通りとする。

(単位：メートル)

符号	項 目	飛 板	
		飛	板
A	プール後方壁との距離	1 m	3 m
B	プール側方壁との距離	1.80	1.80
D	プール前方壁との距離	2.50	3.50
C	隣接する軸線間の距離	9.00	10.25
E	隣接する軸線間の距離	2.40	2.60
E	板又は台と天井までの距離	5.00	5.00
G	基線前方の上方空間	前方5.00mにおいて5.00	前方5.00mにおいて5.00
F	基線後方・両側の上方空間	後方2.50mにおいて5.00	後方2.50mにおいて5.00
	天井の最大傾斜角	30°	
H	基線上の水深	3.50	3.80
J K	基線前方の水深	前方5.00mにおいて3.40	前方6.00mにおいて3.70
L M	基線側方への水深	側方2.00mにおいて3.40	側方2.50mにおいて3.70
N	プール底の最大傾斜角	30°	
符号	項 目	飛 込 台	
		1 m	5 m
A	プール後方壁との距離	0.75	1.25
B	プール側方壁との距離	3.50	3.90
D	プール前方壁との距離	8.00	9.50
C	隣接する軸線間の距離	2.15	2.35
E	板又は台と天井までの距離	3.50	3.50
G	基線前方の上方空間	前方5.00mで3.50	前方5.00mで3.50
F	基線後方・両側の上方空間	2.75mで3.50	2.75mで3.50
	天井の最大傾斜角	30°	
H	基線上の水深	3.30	3.60
J K	基線前方の水深	4.50mにおいて3.20	5.50mにおいて3.50
L M	基線側方への水深	1.90mにおいて3.20	2.30mにおいて3.50
N	プール底の最大傾斜角	30°	
		7.5m	10m
		1.25	1.50
		4.75	5.75
		11.00	13.50
		2.75	3.00
		3.50	5.00
		前方5.00mで3.50	前方5.00mで3.50
		2.75mで3.50	2.75mで3.50
		4.50	5.00
		8.00mにおいて4.40	11.0mにおいて4.75
		4.50mにおいて4.40	5.25mにおいて4.75

注1：符号については別図 4 を参照のこと

第 95 条（競泳プールとの間隔）

競泳プールとの間隔は第 34 条の通り。

第 96 条（この節に定めのない事項）

この節において特に定めのない事項については一般飛込プールの規定による。

第 5 節 飛込プールの全体配置

第 97 条（全体配置）

飛込プールにおける各施設の配置は次頁の図の通りとする。

注 1．本表の符号は別図 4 を参照のこと。

注 2．A、B、D、F、G、J、L は基線との水平距離。

注 3．C は軸線間の水平距離。

注 4．E、H は基線上、K、M は基線と平行な線上の垂直距離。

注 5．G、F の上方空間とは何らの障害なく有効に利用し得る空間をいう。

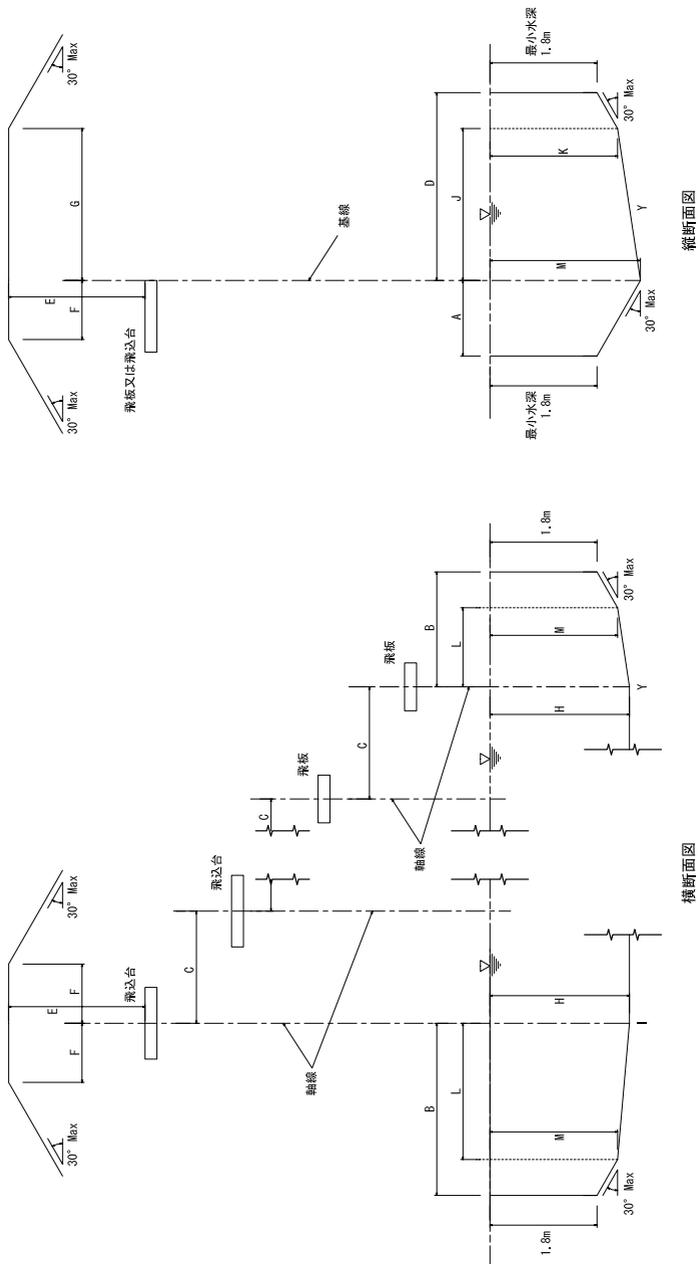
注 6．傾斜角とは規定以上の高さ又は深さのポイントと、規定の高さ又は深さのポイントとを結んだ線と水平線が作る角度をいう。

第 98 条（禁止事項）

原則として飛込台の直下に別の飛込台等を設置することは認めない。

もし、設置する場合には、上の台は下の台より 0.75m(1.25m を推奨)以上張り出すものとする。

[別図 4]



縦断面図

横断面図

第4章 公認水球プール

第1節 通 則

第99条（公認水球プールの種類）

公認水球プールとは、国内基準による国内基準公認水球プール（以下、「一般水球プール」という）及び国際基準により本連盟が公認した国際基準公認水球プール（以下、「国際水球プール」という）とする。

第100条（プールおよび競技エリア）

① プールは長方形とし、競技エリア（以下、「フィールド」という）の大きさは、次の通り（ただし、第107条を満たすもの）とする。

長辺 男子 33.3 m（ゴールライン間 30.0 m）

女子 28.3 m（ゴールライン間 25.0 m）

短辺 男女 20.0 m

② フィールドを50m競泳プール内に設ける場合、プール中央に設けることが望ましい。

第101条（標識およびサイドライン）

① フィールドの両サイドには明瞭に識別できる次の標識を設置しなければならない。

- | | |
|----------------------|----|
| 1. ゴールラインの位置 | 白色 |
| 2. ゴールラインのから各2.0mの位置 | 赤色 |
| 3. ゴールラインのから各5.0mの位置 | 黄色 |
| 4. ゴールライン間の中央 | 白色 |

② サイドライン（フィールドロープ等）の色は次の通りとする。

- | | |
|------------------------|----|
| 1. バウンダリーラインからゴールラインの間 | 白色 |
| 2. ゴールラインから2.0mラインの間 | 赤色 |
| 3. 2.0mラインから5.0mラインの間 | 黄色 |

4. 5.0m ラインからハーフラインの間 緑色

- ③ バウンダリーラインには、再入水エリアを示すためベンチサイドコーナーから各 2.0m の位置に赤色標識を設置しなければならない。

第 102 条 (バウンダリーライン)

各ゴール後方のフィールドの境界を示すバウンダリーラインは、ゴールラインの後方(外側)0.30m の位置に設置するものとする。

第 103 条 (ゴールラインとプール壁との距離)

各ゴール・ラインと後方のプール壁との距離は 1.66m 以上とする。

第 104 条 (競技役員のスペース)

- ① レフェリー用としてプールの両サイドに、ゴールラインから反対サイドのゴールラインまで自由に歩け、かつ、フィールド全体を充分見渡せる通路を設けなければならない。
- ② ゴール・ジャッジのために各ゴールラインを見通せる位置にスペースを設けなければならない。

第 105 条 (ゴール)

- ① ゴール・ポスト(ゴールの両端にあって水面に対し垂直の柱。以下同じ)及びクロスバー(2本のゴールポストの上部両端をつなぐ水面に平行な横棒。以下同じ)は木、金属又はプラスチック製であって、その断面はゴールラインに接する面が一辺 7.5cm の長方形のもので白色に塗装されたものでなければならない。
- ② ゴール・ポストは強固で安定した材質のもので、その前面はゴール・ラインに接し、かつフィールドの左右両端からそれぞれ等距離にななければならない。
- ③ ゴールにはキーパーのための休息場所を作ってはならない。
- ④ ゴール・ポストの間隔は、内側で 3.00m とする。
- ⑤ クロスバーの下面は水面上 0.9m とする。

第 107 条（水深）

フィールド内の水深は 2.00m 以上とする。

第 108 条（水温調節）

水温は、25℃以上 27℃以下とする。

第 2 節 一般水球プール

第 109 条（照明）

フィールド内の照度は 600 ルックス以上とする。

第 3 節 国際水球プール

第 110 条（照明）

フィールド内の照度は 1,500 ルックス以上とする。

第 111 条（プールの水）

プールの水は淡水を使用しなければならない。

第5章 公認シンクロナイズドスイミング競技プール

第1節 通 則

第112条（公認シンクロナイズドスイミング競技プールの種類）

公認シンクロナイズドスイミング競技プール(以下公認シンクロプールという)とは、国内基準による国内基準公認シンクロプール(以下一般シンクロプールという)及び国際基準により本連盟が公認した国際基準公認シンクロプール(以下国際シンクロプールという)をいう。

第113条（フィギュア競技エリア及びルーティン競技エリア）

シンクロナイズドスイミング競技のうちフィギュア競技に使用される区域をフィギュア競技エリア、ルーティン競技に使用される区域をルーティン競技エリアという。

第114条（プールの水）

プールの水は水底まではっきり見えるよう透明でなければならない。

第115条（水温調整）

水温は $27^{\circ}\text{C} \pm 1^{\circ}\text{C}$ とすること。

第2節 一般シンクロプール

第116条（フィギュア競技エリア）

- ① フィギュア競技には、それぞれ縦10.0 m×横3.0 mの水域を2か所準備すること。
- ② 両水域ともプールの壁近くに設け、10.0 mのサイドがプールの壁と平行かつ壁から1.5 m以内のところに位置するように

する。

- ③ 一方の水域は水深 3.0 m以上、他方は 2.5 m以上とする。

(別図 6)

- ④ フィギュア競技用とルーティン競技用の水域が同じであってもよい。

第 117 条 (ルーティン競技エリア)

- ① ルーティンセッションには 12.0 m×25.0 m以上の水域を用意し、そのうちの 12.0 m×12.0 m分は水深 3.0m 以上なければならない。残りの水域の水深は最低 2.0m とする。(別図 7)
- ② ソロとデュエットにおける競技場の幅と長さは 2 本のレーンで(最大幅は 16.0 m、長さ 25.0 m)範囲を定める。
- ③ ソロとデュエットでは、競技場の幅および長さの範囲を定めてもよい。

第 118 条 (プール底の傾斜)

水深が 2.0m 以上の場合、壁際での水深が 2.0m で、壁から最大 1.2m のところで通常の水深に達するように傾斜していればよい。

(別図 8)

第 119 条 (ラインの位置)

床面にレーンマーキングがない場合、プールの長さに沿って一方方向の目立つ線を複数引かなければならない。

第 3 節 国際シンクロプール

オリンピック競技大会および世界選手権大会におけるシンクロナイズドスイミング競技場は、「シンクロナイズドスイミング競技会用施設要領」のシンクロナイズドスイミング(競技場詳細)図を参照のこと。

第 120 条 (ルーティン競技エリア)

ルーティン競技では、最低 20.0 m×30.0 mの水域を必要とし、そのうちの 12.0 m×12.0 mは水深が 3.0 m以上なければならない。残りの水域は 2.5 m以上とする。水深 3.0 mから水深 2.5 mへの傾斜水域は 8.0 m以上の距離を確保しなければならない。

(別図 9、10)

第 121 条 (水温)

水温は第 115 条を適用する。

第 122 条 (照明)

照明装置の照度は 1,500 ルクス以上とする。

第 123 条 (自動記録機器)

自動記録機器はシンクロナイズドスイミング競技会用施設・設備要領を参照のこと。

第 124 条 (音響装置および表示基準)

音響装置および表示基準はシンクロナイズドスイミング競技会用施設・設備要領を参照のこと。

第 125 条 (プラットフォーム)

プラットフォームは、少なくとも高さ 0.5 m以上で 0.7 mの高さが望ましい。

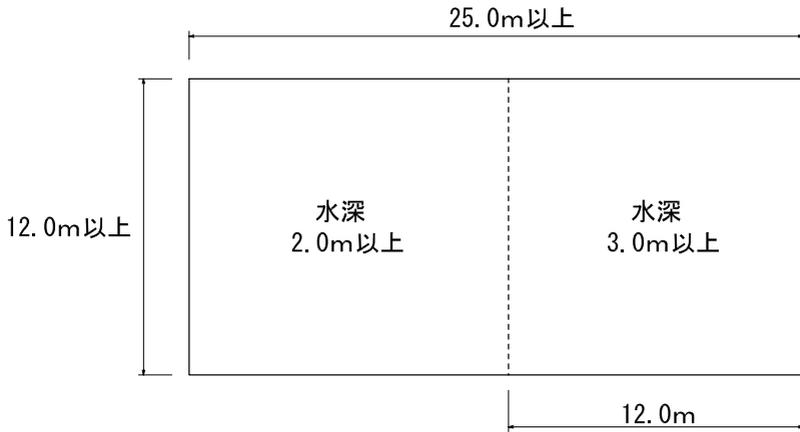
第 126 条 (ジャッジ台)

ジャッジ台には机と椅子を備え、高さは最低 0.6 mとすること。

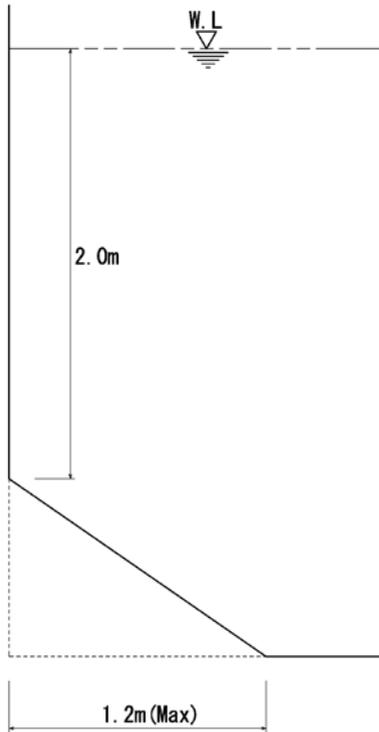
〔別図 6〕



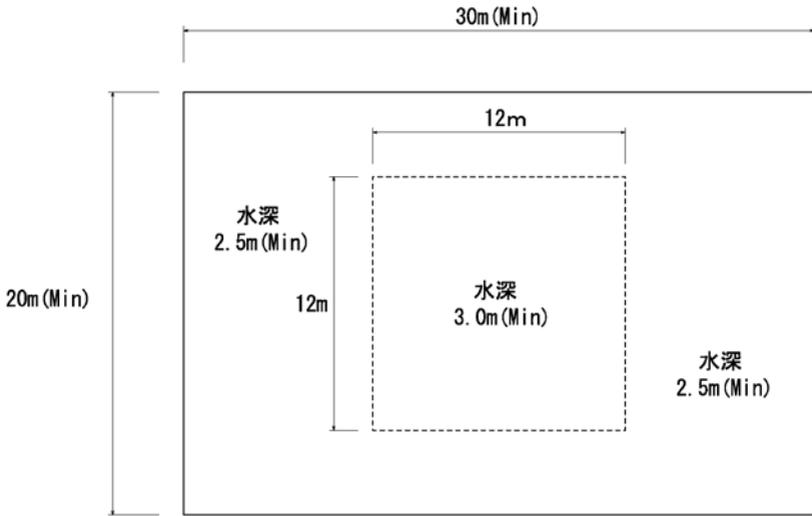
〔別図 7〕



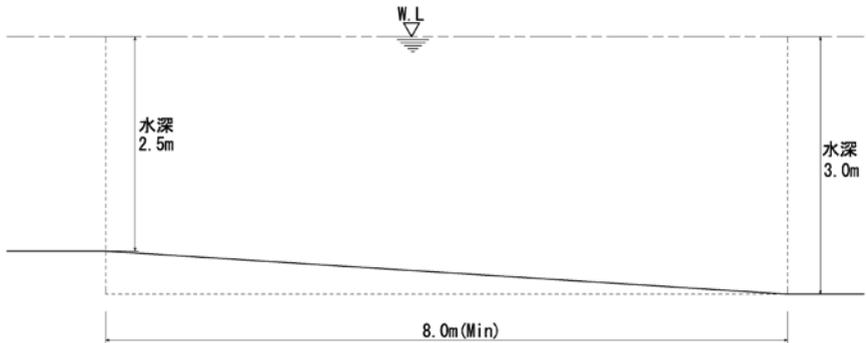
〔別図 8〕



〔別図 9〕



〔別図 10〕



第6章 補 則

第127条（規則に定めのない事項）

- ① 本規則に定めのない事項については
- ・ 競泳競技会用プール施設要領
 - ・ 飛込競技会用施設要領
 - ・ シンクロナイズドスイミング競技会用施設要領
 - ・ プール公認規則・測量関連付則
- によるものとする。

- ② 上記のいずれの定めのない事項は本連盟がこれを決定する。

第128条（施行ならびに再公認）

- ① 本規則は2014年4月1日から施行する。

ただし、2010年規則により計画されたプールで、2014年4月以降に竣工するものにあつては、2010規則または本規則のいずれか申請者の選択するものに従つて公認されるものとする。

- ② 旧規則のもとで公認または認定されたプール

2014年3月以前に公認または認定を受けたプールについては、この規則に基づく公認または認定を受けたものとみなし、再公認または再認定を与える。

- ③ 規則第10条に規定する、改造・修理により再び新規公認を受ける場合

できる限り本規則を充足することが要求されるが、充足できない部分が残る場合、その部分が当初公認を受けた規則に合致する限り、旧規則による再公認とみなす。ただし、再公認料については公認料同等とする。

附則1 本規則は、平成26年(2014年)4月1日より施行する。

附則2 本規則は、平成27年(2015年)6月28日より一部改訂実施する。

プール測量実施要領

1. 使用用具

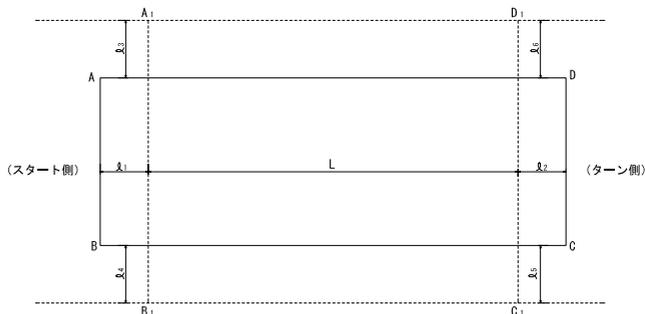
鋼巻尺及びトランシットとし、必要に応じてレベルを用いる。
なお、基準長の測定については、光波計を用いることができる。
トランシットは20秒読み以上で、できる限り精度の高いものを使用すること。

2. 基準点の決定

図1において、プールABCDに対し、基準となる長方形 $A_1B_1C_1D_1$ を決定する。

- ① まず、プール建設時の基準墨に平行に A_1B_1 を決定する。
その時 l_1 (スタート側)をできる限り0.20mに近くなるように設定する。
- ② 次に $\angle A_1$ 、 $\angle B_1$ (内角)の3倍角ができる限り 270° に近くなるように A_1D_1 及び B_1C_1 の方向を定める。
- ③ $A_1D_1 = B_1C_1 = 24,600\text{m}$ (50mプールにあっては49,600m)となるように C_1, D_1 を定める。ただし、何らかの事情でこの数値がとれないときは、これに近い別の数値でもよい。
- ④ $A_1B_1 = C_1D_1$ となっていることを確認した後、 A_1, B_1, C_1, D_1 の位置保存のためのリベットを打つ。(リベットは以後の確認測量のため保存すること)
- ⑤ $\angle C_1, \angle D_1$ の3倍角測量を行う。

(図1)



3. 基準長の求め方

$A_1, D_1 (= B_1 C_1)$ に鋼巻尺の温度補正、張力補正及び器差を加え、基準長 L を求める。

鋼巻尺の張力についてはできるだけ補正を行わず、標準張力によって測定することが望ましい。

(鋼巻尺の補正計算)

① 張力補正

$$C_p = A_1 D_1 \times \beta \times (P - P_0)$$

($A_1 D_1$ は 24,600 又は 49,600)

C_p : 補正值(m) P : 測定時の張力(kg)

P_0 : 指定張力(kg) β : 使用する鋼巻尺固有の張力補正係数

② 器差による補正

C_ℓ : 器差による補正値

③ 温度補正(標準温度への換算)

$$C_t = A_1 D_1 \times \alpha \times (T - T_0)$$

($A_1 D_1$ は 24,600 又は 49,600)

C_t : 補正值(m) T : 測定時の気温

T_0 : 使用する鋼巻尺固有の標準温度(20℃の場合が多い。)

α : 使用する鋼巻尺の膨張係数

④ 総合補正

$$\text{基準長 } L = A_1 D_1 + C_p + C_\ell + C_t$$

(基準長 L はメートルを単位とし、小数点以下第4位を四捨五入し小数点以下第3位までもとめること。)

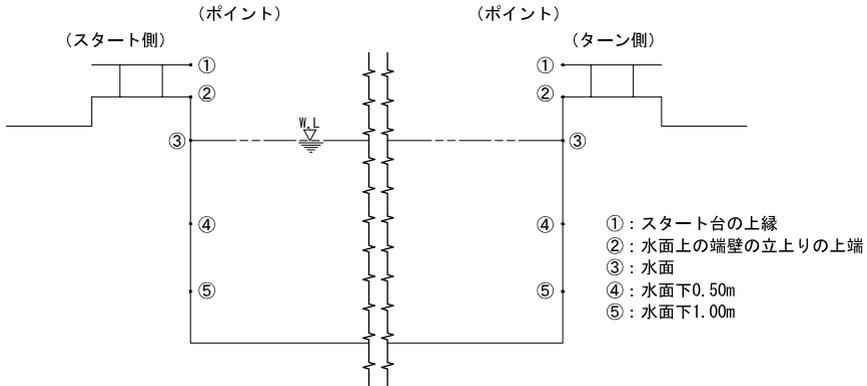
4. 四隅の角度

$\angle A_1, \angle B_1, \angle C_1, \angle D_1$ をプールの四隅の角度とみなす。

5. 各レーンの測定点

各レーンの中心における図2に示すポイントをプール長の測定点とする。

(図 2)



6. l_1, l_2 の求め方

A₁, D₁ にトランシットを置き、それぞれ B₁, C₁ を視準した後、端壁の各レーンの中心に垂直に置いたスケールの目盛を読みとることにより、各レーンの測定点ごとに l_1, l_2 を実測する。同様な測定を B₁, C₁ にトランシットを置いて行い、各測定点ごとに前回測量した値との平均値を求め、それを各測定点ごとの l_1, l_2 の値とする。 l_1, l_2 についてはメートルを単位として、小数点以下 4 位を四捨五入し、小数点以下 3 位まで求める。温度補正の必要はない。

7. l_1 及び l_2 の総平均値を求める。($\overline{l_1}, \overline{l_2}$)

l_1 及び l_2 それぞれのプール全体の平均値を求めそれぞれ $\overline{l_1}, \overline{l_2}$ とする。 $\overline{l_1}, \overline{l_2}$ 算定には、②～⑤の 4 ポイントの測定値を用いる(6 レーンあれば、 l_1, l_2 それぞれ $6 \times 4 = 24$ 個の値の平均)。

8. 端壁の凹凸の求め方

① 図 2 の②～⑤の測定点ごとに l_1 と $\overline{l_1}$ の差 = $l_1 - \overline{l_1}$, l_2 と $\overline{l_2}$ の差 = $l_2 - \overline{l_2}$ の値を端壁の凹(+), 凸(-)として求める。

- ② 測定点以外の箇所に明らかに視認できる凹凸があるときは、その凹凸の程度を前項の要領により測定し、その位置(レーン中心線からの左右の距離、水線よりの上下距離)を記録して、特記事項として報告すること。

9. プール長の適否の判定

プール長が公認規則に合致するためには次の4点が充足されることを要する。(前項の②において特別な異状がない限り)

- ① 各レーンの②～⑤の測定点において、 $L + l_1 + l_2$ の値が規定の範囲にあること。
- ② タッチ板を装着する端壁においては、各レーンの①と②の測定点の l_1 、及び l_2 の値の差が10mmを超えないこと
($l_1(②) - l_1(①) \leq 10\text{mm}$ 、 $l_2(②) - l_2(①) \leq 10\text{mm}$)。
タッチ板を装着しない端壁においては、各レーンの②の測定点の l_1 及び l_2 の値より①の測定点における値の方が大きいこと。
($l_1(②) \leq l_1(①)$ 、 $l_2(②) \leq l_2(①)$)。
- ③ スタート側測定点②、③、④における l_1 の最小値(最凸部)とターン側測定点③、④における l_2 の最小値(ターンに使用する端壁に相当する部分の最凸部)に基準長Lを加えた値が規定の範囲内にあること。ターン側にもタッチ板を装着するプールにおいては、ターン側測定点②、③、④における l_2 の最小値(最凸部)とスタート側測定点②、③、④における l_1 の最小値(最凸部)に基準長Lを加えた値が規定の範囲にあること。
- ④ ②～④の測定点において、 $l_1 - \overline{l_1}$ 及び $l_2 - \overline{l_2}$ の値が $\pm 2.5\text{mm}$ を超えないこと。

10. プール幅の測定(チェック・シートに記入)

図1において $AB = A_1 B_1 - (l_3 + l_4)$ 、 $CD = C_1 D_1 - (l_5 + l_6)$ とみなして、プール幅を求める。ただし、 $l_3 = l_6$ 、 $l_4 = l_5$ となっていること。補正計算の必要はない。

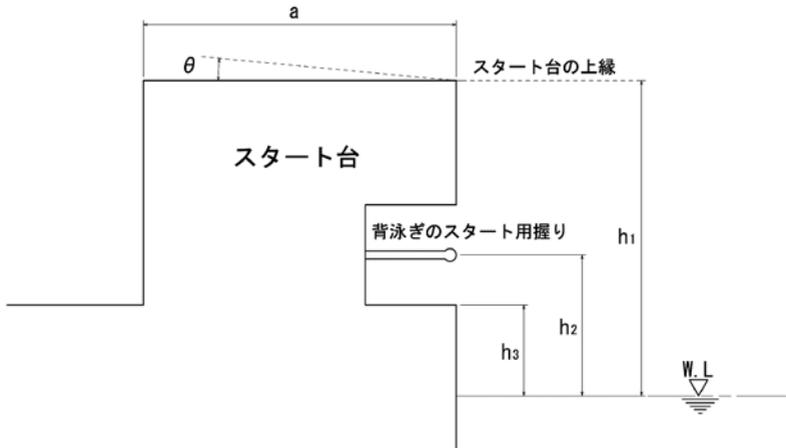
11. 水深(チェック・シートに記入)

最浅部及び最深部の水深を測定する。温度補正の必要はなく、
又特にレベルを使用する必要はない。

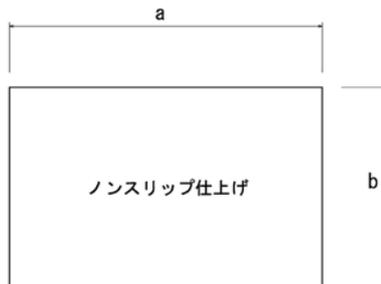
12. スタート台の測定(チェック・シートに記入)

- ① 図3に示された長さ又は角度を測定する。
- ② 上面滑り止め仕上げの有無を確認する。
- ③ 背泳ぎ用スタート握りのうち垂直式のものについては上端
及び下端の水面上の高さを測定する。

(図3)



(上面寸法)



測量関連付則

第1条 規則12条4項の公認測量者に関する事項を次のとおり定める。

1 資格 国の定める測量士または測量士補の資格を有する者で、加盟団体が推薦した者。

2 委嘱

(1) 公認測量者を推薦しようとする加盟団体は、本人の資格を有することを示す書類、履歴書及び写真各1通に推薦状を添えて本連盟に送付する。

(2) 前項の推薦があったときは、本連盟の施設用具委員会において資格を審査し、常務理事会の承認を得て公認測量者に委嘱する。

(3) 公認測量者の任期は5年間とする。ただし、特別の欠格事項がない限り重任を妨げない。

第2条 公認測量に関わる費用を次のとおり定める。

1 公認測量者旅費規程

(1) 旅費と公認測量者が実施測量を行うのに要した費用で、定額表に定める日当、宿泊料、鉄道賃、船賃、自動車賃及びその他の交通機関の運賃をいう。

(2) 距離の算定は公認測量者の居住地を起点として、鉄道利用の場合は鉄道営業キロ数により、自動車利用の場合は通常利用する自動車道路(有料道路を含む)による自動車走行キロ数による。(別表2及び、様式10-10.11)

2 公認測量者の日当及び旅費

公認測量者が特に必要と認めて同行した助手に対する旅費は定額表を準用する。ただし、助手の日当は作業時間5時間まで5,000円、以降は1時間増すごとに1,200円を加算した金額とする。(様式10-8.9)

3 実費補償

規則15条3項に定める費用は次のとおりとする。

- (1) 文章作成費（測量結果積算費を含む）1件10,000円
- (2) 郵送費、コピー料金、写真代、電話料その他実際に要した費用で請求書に明細を記して請求されたもの。
(様式10-10.11)

第3条 測量に関する事項を次のとおり定める

1 測量機器

鋼巻尺、光波距離計(測距儀)については、日本測量協会等の第三者機関による検査を受け修正値が明らかにされたものを使用しなければならない。なお、光波距離計を使用する場合は、本連盟に登録された鋼巻尺との整合性、現地でのテープ合せを確認することが望ましい。

2 鋼巻尺の備付

公認測量者の居る加盟団体には、第三者機関の校正証明書を取得した鋼巻尺を備え、これを本連盟に登録しなければならない。

3 鋼巻尺の貸出し

前項の鋼巻尺は公認測量士の業務に支障のない限り、これを第三者に貸し出すことができるものとし、その使用料金は1回につき5,000円とする。

4 測量の方法

測量の方法については本規定に定める以外の事項は、別に定めるプール測量実施要領による。

5 基準点の保存

公認測量者の定めた測量基準点(ポイント)はプールの存続期間中、これを存続しなければならない。

プール公認規則における「プール管理者」 設置の意義について

近年、社会体育・スポーツ施設としての水泳プール施設の普及・充実の状況は目ざましいものがある。

他方、こうした施設の運営姿勢が施設本来の用途や使命に照らして果たして社会の要請に込えているかとの問いかけが、施設の保守・運営に当る当事者各位に常に求められるところである。

(公財)日本水泳連盟においては、競技・スポーツとしての水泳の普及・発展に寄与するべく、水泳についての幅広い学識・経験を有する人材の育成に努め、(公財)日本体育協会の6種に及ぶ各指導者の育成とそれぞれに相応した資格制度の充実に力を注いでいる。この他に、(公財)日本体育施設協会、(公社)日本プールアメニティ協会の資格もプール管理者資格に定めている。

公認規則における「プール管理者」設置の義務づけについて、いまだに各方面から疑問ないしは忌避の声もあるが、いやしくも社会体育・スポーツ施設としてプールの保守・運営にあたる当事者側において、その要員のすべてが8種の資格のいずれをも持たないということはプール管理の側面から問題があると言わざるを得ず又前述のプール施設本来の目的や使命からもあってはならないことと考へ、こうした有資格要員不在の施設におかれては有資格者の招致を含めその緊急な養成と対応をお願いする次第である。

(以上)

1992年4月1日作成

2010年4月1日改正

2014年4月1日改正

プール水深とスタート台の高さに関するガイドライン

(財)日本水泳連盟

平成17年7月6日

水泳プールの飛び込み事故の問題については、その重大性にかんがみ、(財)日本水泳連盟は我国の水泳の統括組織としての立場と責任から、何らかの見解を明らかにすべきであるとの判断のもとに、平成16年秋に水泳指導、建築、スポーツ医・科学、法律等の専門家を含めた「プール水深に関する特別委員会」を設置し、鋭意検討をすすめ、本ガイドラインを策定するに至った。

つまり、全国の既存プールには水深1.0～1.2m程度の施設がかなり多いという状況の中で、競技会なりトレーニングを実施していかざるを得ないという現実的問題点を認識した上で、このガイドラインにより、重篤な飛び込み事故の防止を図ると共に、より安全でより合理的な水泳の普及・振興に結びつけようというものである。

1. 現行のプール公認規則(2001年4月改正)では、スタート端壁前6.0mまでの水深が1.35m未満のプールではスタート台の設置を禁じている。しかし、これとても絶対的な安全な水深という訳ではない。如何なる飛び込み姿勢に対しても安全な水深となると、各方面の研究成果から判断して、現場の常識をはずれた深いプール(水深3m以上)とならざるを得ない。
2. また一方、水深1.0～1.2m程度のものでなければ、競技会以外の目的が多い一般の営業プールでは使い物にならないという現実もある。
3. また競技としては、ある程度の高さから飛び込みスタートすることなくしては、記録上の魅力は望めないという事情もある。

4. 熟練指導者の見解等から総合すれば、スタート台の高さは低ければよいというものでもなく、安全で合理的なスタートのための、適切な高さというものが自ずと存在すると考えられる。(低すぎる場合、入水角度を得るために高く飛び出す傾向が生じ、かえって危険度が増すことがある)
5. そこで、全国のジュニアクラスの熟練コーチ約 400 名に対し、水深 1.0 ～ 1.2 m 前後のプールにおけるスタート台として危険度の少ない高さについて、経験値としての判断アンケート調査を行った。その結果は、別表・別図のとおりである。これは水泳のスタート及び飛び込み事故に関わるスポーツ医・科学的研究の成果・報告と参照しても、飛び込みスタートの方法を十分習得している泳者の利用を前提とすれば、合理性のある内容とみることが出来る。
- したがって、最も推奨件数の多い 0.20 ～ 0.40 m 程度の高さを水深に応じて選択し、安全で合理的なスタート台の高さとして採用するのが妥当と判断される。
6. 以上より、「如何なる飛び込み状況の中でも安全を確保」という観点ではなく、水深 1.00 m ～ 1.35 m 未満のプールにおける一般的競泳スタートとして、安全に配慮された(必ず自分自身の身体で水深を確認させた上で)飛び込みスタートを行う場合のスタート台の高さのガイドラインを以下の通りとする。

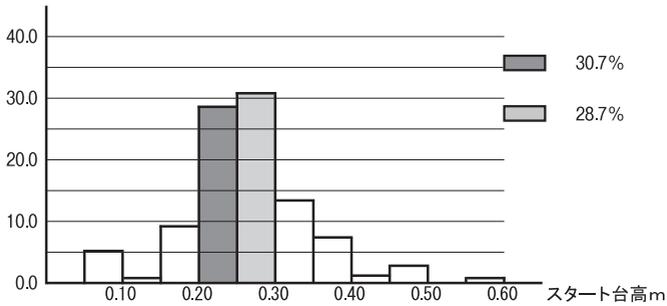
水深	スタート台の高さ (水面上)
1.00～1.10m 未満	0.25m ± 0.05m
1.10～1.20m 未満	0.30m ± 0.05m
1.20～1.35m 未満	0.35m ± 0.05m

7. このガイドラインは、全国の既存の水泳プールの現状と、競技会・トレーニングの実施状況に照らし合わせ、頸椎・頸髄損傷、四肢麻痺等の重篤な飛び込み事故の防止を図るために検討・策定された。しかし、これは「絶対的な安全基準」という性格ではなく、現実的な妥協点とも言うべきものである。したがって、本ガイドライン通りの設定で実施した飛び込みのスタートであっても、陸上、水中での姿勢・動作等の要因が複合すれば、プール底に頭部を強打して、飛び込み事故が起こるのも事実である。
8. 本ガイドラインは、必ずしも十分な水深がないプール施設での事故発生の危険性を、適切・合理的な飛び込みスタート方法（到達水深が深くないで速やかに泳ぎにつなげる飛び込みスタート）によって回避できることを前提としている。したがって、本ガイドラインに即さない施設の利用法や適切・合理的な飛び込みスタートができない泳者の利用により飛び込み事故が生じた場合には、施設の管理者や指導者の法律上の責任が問われる場合があることに留意が必要である。

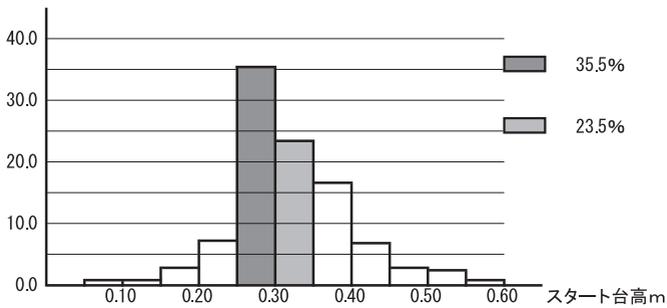
—以上—

<安全面・記録面を考慮したスタート台の適正高さに関するアンケート回答結果グラフ>

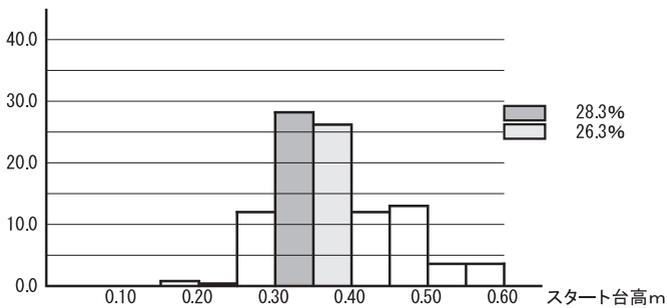
水深 1.00 ～ 1.10 m の場合



水深 1.10 ～ 1.20 m の場合



水深 1.20 ～ 1.35 m の場合



＜プール水深に係わるアンケート回答集計結果一覧＞

スイミングクラブの現状（平素の練習プール）									
水深	数	%	累計数	%	台高	数	%	設置傾向	
1.00m以下	55	21.9%	55	21.9%	無し	23	9.2%	20cm以内	
1.10m以下	115	45.8%	170	67.7%	15cm以下	3	1.2%	立上り範囲	
1.20m以下	59	23.5%	229	91.2%	16～20cm	6	2.4%	32	12.7%
1.30m以下	21	8.4%	250	99.6%	21～25cm	2	0.8%	21cm以上	
1.40m以下	1	0.4%	251	100.0%	26～30cm	33	13.1%	スタート台	
					31～35cm	44	17.5%	219	87.3%
					36～40cm	43	17.1%	高さ傾向	
					41～45cm	21	8.4%	cm	数
					46～50cm	29	11.6%	30前後	36
					51～55cm	16	6.4%	35前後	50
					56～60cm	22	8.8%	40前後	36
					61cm以上	9	3.6%	45前後	20
	251	100.0%	251	100.0%		251	100.0%	50前後	33

安全面・記録面を考慮した適性高に対する回答									
1.0～1.1m(1.05m前後)			1.1～1.2m(1.15m前後)			1.2～1.34m			
台高	数	%	台高	数	%	台高	数	%	
10cm以下	13	5.2%	10cm以下	2	0.8%	10cm以下	0	0.0%	
15cm以下	2	0.8%	15cm以下	2	0.8%	15cm以下	0	0.0%	
20cm以下	23	9.2%	20cm以下	7	2.8%	20cm以下	2	0.8%	
25cm以下	72	28.7%	25cm以下	18	7.2%	25cm以下	1	0.4%	
30cm以下	77	30.7%	30cm以下	89	35.5%	30cm以下	30	12.0%	
35cm以下	34	13.5%	35cm以下	59	23.5%	35cm以下	71	28.3%	
40cm以下	18	7.2%	40cm以下	42	16.7%	40cm以下	66	26.3%	
45cm以下	3	1.2%	45cm以下	17	6.8%	45cm以下	30	12.0%	
50cm以下	7	2.8%	50cm以下	7	2.8%	50cm以下	33	13.1%	
55cm以下	0	0.0%	55cm以下	6	2.4%	55cm以下	9	3.6%	
60cm以下	2	0.8%	60cm以下	2	0.8%	60cm以下	9	3.6%	
	251	100.0%		251	100.0%		251	100.0%	

- ※1 スイミングクラブプールの70%は、1.10m以下の水深であり、90%超は1.20m以下であった。
 ※2 スイミングクラブプールのスタート台は、立上りの範囲（20cm）を超えるスタート台が85%設置されていた。

公益財団法人日本水泳連盟

公認・推薦企業一覧表

	商品種類	会社名	商標等
公 認	コースロープブイ	ミズノ株式会社	ミズノレーシングレーン
		ツカサ電工株式会社	ツカサ防波フロート
		株式会社エバニュー	コースロープ
		リス興業株式会社	レーンマーカー
		株式会社ウィーク	コースロープ
	水球ボール	株式会社ミカサ	泳物ウォーホールド
		株式会社モルテン	IWR
	自動審判計時装置	セイコータイムシステム株式会社	SFAA PT-7000 PT-8000
		シチズンTIC株式会社	TFAA-SM250
	推 薦	ステンレスプール	株式会社アクアプロダクト
FRPプール		ヤマハ発動機株式会社	ヤマハFRPプール
水泳プール浄化装置		一般社団法人日本浄水機械工業会	正会員17社
水泳帽		フットマーク株式会社	フットマーク 水泳帽
水球帽		フットマーク株式会社	フットマーク 水球帽
防滑性ビニル床シート		タキロン株式会社	タキストロン
スイミングボード		株式会社エバニュー	マスタービート スイムボードSUN
スケルトンカラーパドル		株式会社ヤマナミ	SENPADO
プール可動床システム		高橋カーテンウォール工業株式会社	TCWアクアシステム
殺菌剤生成装置		株式会社エヌ・エス・ビイ	エヌ・エス・ビイ マイオックス
スポーツ施設の企画・管理 運営業務システム		株式会社日本水泳振興会	
水深調整台 プールフロアー		リス興業株式会社	水深調整台 プールフロアー
プール可動床の設計・工事施工		株式会社石森製作所	ダナップ レインボー
オープンウォータースイミング用 安全浮き具		ミズノ株式会社	ミズノエクサーフラットブイ
		フットマーク株式会社	SEA VEST (シーベスト)
プール用タイル		株式会社ブレイン	interbau by STEULER製 プール用タイル
練習用スイムウェア		山本化学工業株式会社	ゼロポジショシリーズ
水中移動カメラ撮影システム	有限会社木村工機	水中モニターシステム	

上記の商品は、公益財団法人日本水泳連盟により正式に公認又は推薦され、商品およびパンフレット類に水連マークの使用を認められているものです。

上記以外で本連盟の「公認」又は「推薦」を受けていると称するものがあつたときは本連盟までご照会願います。

2014年4月現在

公認測量者名簿

2014年4月1日

公益財団法人 日本水泳連盟

No.	加盟団体名	事務局電話番号	名前	No.	加盟団体名	事務局電話番号	名前
1	北海道水泳連盟	011-820-1684	藤田 睦博	25	滋賀県水泳連盟	077-521-0339	山西 徹
2	青森県水泳連盟	017-782-6855	工藤 治	26	京都水泳協会	075-692-3237	
3	岩手県水泳連盟	019-624-7550	大坪 範雄	27	大阪水泳協会	06-6115-6653	大山 裕行
4	宮城県水泳連盟	022-356-1298	佐藤 敦	28	兵庫県水泳連盟	078-641-1204	安藤 伸雄
5	秋田県水泳連盟	018-866-8371	保坂 正	29	奈良県水泳連盟	0743-62-8484	高岡 光男
6	山形県水泳連盟	090-1060-0507		30	和歌山県水泳連盟	073-462-0610	山本 正明
7	福島県水泳連盟	024-573-6253	伊藤 清郷	31	鳥取県水泳連盟	0857-27-7441	松本 和徳
8	茨城県水泳連盟	029-353-6607	大枝 春男	32	島根県水泳連盟	0852-26-5767	松本 宏之
9	栃木県水泳連盟	028-633-2315	桜井 照男	33	岡山県水泳連盟	086-474-4621	春田 正一
10	群馬県水泳連盟	0278-62-3096	五十嵐 紳一郎	34	広島県水泳連盟	082-243-3134	山本 忠欣
11	埼玉県水泳連盟	048-251-0999	眞塩 茂美	35	山口県水泳連盟	083-932-2110	安村 成史
12	千葉県水泳連盟	090-2485-6532	佐野 成寿	36	香川県水泳協会	087-876-3372	尾崎 秀典
13	東京都水泳協会	03-5422-6147	鴫 雅博	37	徳島県水泳連盟	088-624-9333	天野 泰宏
14	神奈川県水泳連盟	0466-33-6732	牛窪 俊之	38	愛媛県水泳連盟	070-5686-7962	白石 敏夫
15	山梨県水泳連盟	0552-53-0451	保坂 秀人	39	高知県水泳連盟	088-832-3392	宮田 隆弘
16	長野県水泳連盟	026-232-0888	高田 忍	40	福岡県水泳連盟	092-623-5367	山口 敏廣
17	新潟県水泳連盟	0258-37-7985	飯浜 正信	41	佐賀県水泳連盟	0942-92-4237	
18	富山県水泳連盟	076-491-1445	磯好 満	42	長崎県水泳連盟	0957-56-8861	瀬崎 秀三
19	石川県水泳協会	076-259-2071	鹿田 正昭	43	熊本県水泳協会	096-389-2917	福永 憲幸
20	福井県水泳連盟	0778-62-8286	辻野 和彦	44	大分県水泳連盟	0977-24-0537	廣田 弘幸
21	静岡県水泳連盟	054-283-6758	大澤 俊幸	45	宮崎県水泳連盟	0985-52-0019	
22	愛知水泳連盟	052-757-5057	吉田 明和	46	鹿児島県水泳連盟	0994-44-3605	猿楽 泉
23	三重県水泳連盟	0594-24-5222	谷 道雄	47	沖縄県水泳連盟	098-873-0310	比嘉 義典
24	岐阜県水泳連盟	058-237-5355	古澤 豊吉		日本水泳連盟	03-3481-2306	清田 千秋

別表1 競泳プール公認料・再公認料（2014.4.改定）

（規則第14条）

（いずれも消費税別）

	学校プール		学校プール以外	
	新規	再公認	新規	再公認
50 m プール	15万円	3万円	40万円	5万円
25 m プール	10万円	3万円	25万円	5万円
50 m ・ 25 m 併用プール	20万円	5万円	50万円	7万円

（学校には高等学校、大学プールを含む）

標準プール公認料・再(認定)公認料

	学校プール		学校プール以外	
	新規	再(認定)公認	新規	再(認定)公認
50 m プール	5万円	2万円	25万円	5万円
25 m プール	4万円	2万円	18万円	5万円
50 m ・ 25 m 併用プール	7万円	3万円	35万円	7万円

飛込プール公認料・再公認料

新規	再公認
20万円	5万円

水球プール公認料・再公認料

新規	再公認
10万円	3万円

専用プールとして公認する場合に限る。

競泳プールと併用の場合は、競泳プールの公認料に含まれる。

事前審査料（規則第7条第2項）

	標準プール	学校プール	左記以外
50 m プール	4千円	1万円	3万円
25 m プール	3千円	7千円	2万円
50m ・ 25m併用	5千円	1万5千円	4万円
飛込プール	-	1万5千円	1万5千円

学校には高等学校、大学プールを含む。

小中学校プールで公認のための事前審査は学校プール料金とする。

別表2 公認測量者旅費定額料（2014.4.1.改定）

（規則第15条）

項目	基準	金額
日 当	1日につき	12,000円
宿 泊 料	1泊2食の料金が右の定額を超える場合は領収証金額との差額を1泊につき 2,000円を限度として加算する。	1泊につき 10,000円
鉄 道 賃	(新幹線) 直行50km以上座席指定 (新幹線以外) 直行30km未満 普通車 直行30km以上 特急 又は急行 直行50km以上座席指定	左記により要した料金
自 動 車 賃	バ ス	現に支払った運賃
	タ ク シ ー	現に支払った運賃
	自家用車利用の場合	走行キロ数1kmにつき30円を乗じた額に道路通行料及び有料駐車場料金を加算した金額
船 賃	特別室を除く	現に支払った運賃
その他の交通機関		現に支払った運賃

日本水泳連盟受付印



公称 50m競泳プール（事前）公認申請書

（国際、一般、標準）（いずれかを○で囲むこと）
（水球・シンクロ併用）

- 1. プールの名称
- 2. プールの所在地
- 3. 所有者名
- 4. プールの躯体部の材質（FRPの場合はメーカー名も）

- 8. 濾過装置メーカーの社名
- 9. プール管理者氏名

住所

資格コード	登録番号

プール管理者は次のいずれかの資格取得者となります。その資格コード(01-08)と登録番号を記入すること。

- (01) 財団法人日本水泳協会公認水泳指導員
- (02) 財団法人日本水泳協会公認水泳上級指導員
- (03) 財団法人日本水泳協会公認水泳コーチ
- (04) 財団法人日本水泳協会公認水泳上級コーチ
- (05) 財団法人日本水泳協会公認水泳教師
- (06) 財団法人日本水泳協会公認水泳上級教師
- (07) 財団法人日本水泳協会公認水泳指導管理士
- (08) 財団法人日本水泳協会公認水泳施設協会プール衛生管理者

- 5. 竣工 20 年 月 日
- 6. プール建設業者の社名
(1) プール本体工事者
- 7. 設計者

- 10. プール主要目 裏面記載の通り
- 11. 現公認番号 期限 年 月 日

(再公認の申請の場合に記入)

以上公認されたく、下記の図面、書類、写真を添え公認を申請します。

20 年 月 日

公益財団法人 日本水泳連盟
会長 鈴木 大地 殿

申請者 住所 _____
氏名 _____ ㊞
書類送付先 住所 _____
氏名 _____
TEL () _____

記

添付資料	図面番号	添付資料	図面番号
①. プール平面図 (普泳き用標識、不正出苑防止ロープ位置の記入あるもの)		7. 写真 (キャビネ型)	
②. プール設計構造図		⑧. 濾過装置設計詳細図	
③. 出発台・折返台の詳細図		⑨. 配管図	
④. 出発台構造・取付図 (着脱式の場合)		10. 公認用備品一覧表 (様式任意)	
⑤. 端壁面の滑り止め表面仕上げ仕様		11. 測量結果一覧表 (公認測量者承認印あるもの)	
⑥. プール付近関係図		加盟団体チェック責任者	㊞

①事前申請書には○印の資料提出のこと。 ②図面番号の記入(裏面とも)及び加盟団体チェック責任者の記名押印のないものは受付致しません。

副 申

上記のように申請がありましたので、ご審査下さい。

20 年 月 日

加盟団体

㊞

(公認測量者特記事項)

公 認 50m プールチェックシート

公 認 No. _____

(水球・シンクロ併用)

公認年月日 . . .

プールの名称	屋外・室内 (いずれかを○で囲むこと)	プール所有者
プール躯体の材質	所在地	

チェック内容

(一般・国際いずれかを○で囲むこと)

(各項目はすべて図面上に明示し、図面番号を記入のこと)

項目	一般プール	国際プール	申請内容	図面番号	公認測量者所見	日本水泳連盟記入欄	
長さ等	長さ50.01m (片側タッチ板) 50.02m (両側タッチ板) 許容過長値 (0~+10mm)	長さ50.02m (両側タッチ板) 許容過長値 (0~+10mm)	m		別紙測量結果 一覧表の通り		
	長さ50.01m (片側タッチ板) 50.02m (両側タッチ板) 許容過長値 (0~+10mm)	長さ50.02m (両側タッチ板) 許容過長値 (0~+10mm)	m				
幅等	レーンの数	7レーン以上	10レーン	レーン	レーン		
	レーンの幅	2.50m	2.50m	m	m		
	レーン外余幅	0.20m以上で 休息だなの幅以上	00.0m以上	休息だなの幅 m	休息だなの幅 m		
	全 幅	17.9m以上	25.0m以上	m	m		
水 深	1.35m以上 水球用2.00m以上	2.00m以上 (最深3.00m)	最浅 m	m	m		
			最深 m	m	m		
端壁面の構造	滑り止め仕様 (端壁上端から 水面下0.80m以上まで)	同左	水面下 m	m	適・不適		
	水面上の立ち上り	タッチ板を装着する端壁 0.30m	0. m	m	適・不適		
		タッチ板を装着しない端壁 0.20m以上0.30m以下	0. m	m	適・不適		
レーンライン	幅	0.20m~0.30m	同左	0. m	0. m		
	色	暗色 (色名記入のこと)	同左	底面 色	適・不適		
	床 面	壁端から2mまで	同左	端壁 色	適・不適		
	端 壁	水面上の立ち上り (原則端壁上端まで最低0.10m)	同左	有	適・不適		
クロスライン	底面レーンライン両端に1m長、 端壁水面下0.3mに0.5m長 15mの位置に0.5m長	同左	有		適・不適		
スタート台	材 質 (材質名)	(材質名)			適・不適		
	面 積	0.50m×0.50m以上	0.50m×0.60m以上	m× m	m× m		
	高さ (水面上)	0.50m~0.75m	同左	0. m	0. m		
	傾 斜 角	10度以内	同左	度	度		
	表 面 仕 上 げ	滑り止め仕様	同左	有		適・不適	
	タ ー ン 側	同様のスタート台の有無	スタート台設置	有		適・不適	
	前方飛込スタート グリップ	前面・両サイド	同左	有		適・不適	
	背 泳 ぎ 用 スタート握り	水面上0.60m以下で水面上0.30mに タッチ板で上端がくるようにして使用 可能な高さ	同左	水面上 0. m	m	適・不適	
		水平又は垂直	同左	水平・垂直		適・不適	
		端壁面より突出させない	同左			適・不適	
レーン番号	ブロック式4面、連続式前面	同左	有		適・不適		
配 列	右端を1レーンとする。10レーンは 0レーン	右端を0レーンとする			適・不適		
据 付	固定式・着脱式の別	同左	固定・着脱		適・不適		
背泳ぎ用ターン標識	両端壁から5.0m	同左	m	m			
	ロープの高さ1.8m	同左	m	m			
側壁の背泳ぎ用チェック標識	壁から各15m	同左	有		適・不適		
不正出発防止用ロープ	スタート台から15.0m	同左	m	m			
	水面上の高さ1.20m以上	同左	m	m			
レーンロープ・パイ	直径50mm~150mm以下	同左	mm	mm	適・不適		
飛込プールとの間隔	屋外10.0m以上、室内5.0m以上	同左	m	m			

公 認 測 量 者 署 名 ・ @

審 査 担 当 委 員 署 名 ・ @

日本水泳連盟受付印



公称 25m競泳プール（事前）公認申請書

（国際、一般、標準） （いずれかを○で囲むこと）

- 1. プールの名称
- 2. プールの所在地
- 3. 所有者名
- 4. プールの躯体部の材質（FRPの場合はメーカー名も）

- 8. 濾過装置メーカーの社名
- 9. プール管理者氏名

住所

資格コード	登録番号

プール管理者は次のいずれかの資格取得者となります。その資格コード（01-08）と登録番号を記入すること。

- (01) 公認日本体育協会公認水泳指導員
- (02) 公認日本体育協会公認水泳上級指導員
- (03) 公認日本体育協会公認水泳上級コーチ
- (04) 公認日本体育協会公認水泳上級コーチ
- (05) 公認日本体育協会公認水泳教師
- (06) 公認日本体育協会公認水泳上級教師
- (07) 公認日本体育協協会公認水泳指導管理士
- (08) 公認日本体育協会公認水泳上級コーチ
- (08) 公認日本プールアメンティ施設協会プール衛生管理者

- 5. 竣工 20 年 月 日
- 6. プール建設業者の社名
(1) プール本体工事者
- 7. 設計者

- 10. プール主要目 裏面記載の通り

以上公認されたく、下記の図面、書類、写真を添え公認を申請します。

20 年 月 日

公益財団法人 日本水泳連盟
会長 鈴木 大地 殿

申請者 住所 _____
氏名 _____ 印
書類送付先 住所 _____
氏名 _____
TEL () _____

記

添付資料	図面番号	添付資料	図面番号
①. プール平面図 <small>（青抜き用標識、不正出発防止） ロープ位置の記入あるもの</small>		7. 写真（キャビネ型）	
②. プール設計構造図		⑧. 濾過装置設計詳細図	
③. 出発台・折返台の詳細図		⑨. 配管図	
④. 出発台構造・取付図（着脱式の場合）		10. 公認用備品一覧表（様式任意）	
⑤. 端壁面の滑り止め表面仕上げ仕様		11. 測量結果一覧表 <small>（公認測量者） （承認印あるもの）</small>	
⑥. プール付近関係図		加盟団体チェック責任者	印

①事前申請書には○印の資料提出のこと。 ②図面番号の記入（裏面とも）及び加盟団体チェック責任者の記名押印のないものは受付致しません。

副 申

上記のように申請がありましたので、ご審査下さい。

20 年 月 日

加盟団体

印

（公認測量者特記事項）

公称25mプール公認チェックシート

プールの名称	屋外・室内 (いずれかを○で囲む)	プール所有者
プール躯体の材質	所在地	

(一般・国際・標準のいずれか及び50mプールとの併用) **チェック内容** (各項目はすべて図面上に明示し、図面番号を記入のこと)

項目	一 般	標 準	国 際	申請内容	図面番号	公認測量者 所 見	日本水泳連盟 記 入 欄
長さ等	長さ25.01m (片側タッチ板) 25.02m (両側タッチ板) 許容過長値 0～+10mm			長さ25.02m (両側タッチ板) 許容過長値 0～±10mm	m	別紙測量結果 一覧表の通り	
幅等	レーンの数		5レーン以上	10レーン以上	レーン	レーン	
	レーンの幅		2.00～2.50m	1.80～2.50m	2.50m	m	m
	レーン外余幅		0.20m以上で休息だなの幅以上		0.00m以上で 休息だなの幅以上	休息だなの幅 m	休息だなの幅 m
	全幅		10.4m以上	9.4m以上	25.0m	余幅 m	余幅 m
水 深	水深1.00m以上 (1.35mを推奨)	小中学校プールの 0.80m以上 (1.00m以上を推奨)	2.00m以上 (最浅3.00m)	最浅 m		m	
		小中学校プール以外 1.00m以上		最深 m		m	
		水球用2.00m以上		m		m	
端壁面の構造	滑り止め仕様 (端壁上端から水面下0.80m以上まで)		同左	水面下 m		適・不適	
	水面上の立ち上り	タッチ板を装着する端壁: 0.30m タッチ板を装着しない端壁: 0.20m以上～0.30m以下	0.30m	0. m		適・不適	
レーンライン	幅		0.20～0.30m	同左	0. m	0. m	
	色		暗色 (色面記入のこと)	同左	底面 色		適・不適
	床面		端壁から2mまで	同左	端壁 色		適・不適
	端壁		水面上の立ち上り (原則として端壁上面まで、0.10m以上)	同左	有		適・不適
	クロスライン		床面レーンライン両端に1m長、 端壁水面下0.3mに0.5m長	同左	0. m		適・不適
スタート台	材質		(材質名)	(材質名)		適・不適	
	面積		0.50m×0.50m以上	0.50m×0.60m以上	m× m		m× m
	高さ (水面上)		0.50～0.75m	同左	0. m		0. m
	傾斜角		10度以内	同左	度		度
	表面仕上げ		滑り止め仕様	同左	有		適・不適
	ターン側		同様のスタート台の有無	スタート台設置	有		適・不適
	前方飛込スタートグリップ		両面・両サイド	同左	有		適・不適
	背泳ぎ用スタート握り		水面上0.60m以下で水面上0.30mにタッチ板の上端 がくるようにして使用可能な高さ	同左	水面上 0. m		適・不適
			水平又は垂直	同左	水平・垂直		適・不適
			端壁面より突出させない	同左			適・不適
レーン番号		ブロック式4面、連続式前面	同左	有		適・不適	
配列		右端を1レーンとする。10レーンは0レーンとする	右端を0レーンとする			適・不適	
据付		固定式・着脱式の別	同左	固定・着脱		適・不適	
背泳ぎ用ターン標識		両端壁から5.0m	同左	m		m	
		ロープの高さ1.8m以上2.50m以下	同左	m		m	
端壁の背泳ぎ用チェック標識		端壁から各15m	同左	有		適・不適	
不正出発防止用ロープ		スタート台から15.0m	同左	m		m	
		水面上の高さ1.20m以上	同左	m		m	
レーンロープ・ブイ		直径50mm～150mm以下	同左	mm		適・不適	
飛込プールとの間隔		屋外10.0m以上、屋内5.0m以上	同左	m		m	

公 認 測 量 者 署 名 ・ ㊤
審 査 担 当 委 員 署 名 ・ ㊤

日本水泳連盟受付印



公 25m 競泳プール再公認申請書
称 50m

(水球・シンクロ併用)

現公認番号 _____ 公認期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日

- 1. プールの名称
- 2. プールの所在地
- 3. 所有者名
- 4. プールの躯体部の材質 (FRPの場合はメーカー名も)

9. プール管理者 氏名

住所

資格コード	登録番号

プール管理者は次のいずれかの資格取得者となります。その資格コード(01~08)と登録番号を記入すること。

- (01) 財日本体育協会公認水泳指導員 (05) 財日本体育協会公認水泳教師
- (02) 財日本体育協会公認水泳上級指導員 (06) 財日本体育協会公認水泳上級教師
- (03) 財日本体育協会公認水泳コーチ (07) 財日本体育施設協会水泳指導管理士
- (04) 財日本体育協会公認水泳上級コーチ (08) 財日本プールアムニティ施設協会プール衛生管理者

5. 竣 工 2 0 _____ 年 _____ 月 _____ 日

6. プール建設業者の社名

(1) プール本体工事者

7. 設 計 者

8. 濾過装置メーカーの社名

10. プール主要目
- (1) プール長 _____ m
 - (2) プール全幅 _____ m
 - (3) レーン数 _____ レーン
 - (4) レーン幅 _____ m
 - (5) 水深 最浅 _____ m
最深 _____ m
 - (6) 屋内・屋外 (いずれかを○で囲む)

以上公認されたく、再公認を申請します。

2 0 _____ 年 _____ 月 _____ 日

申 請 者 住 所 〒 _____

氏 名 _____ ㊞

書類送付先 住 所 〒 _____

氏 名 _____

TEL () _____

公益財団法人 日本水泳連盟

会長 鈴木 大地 殿

(公認測量者所見)

日本水泳連盟記入欄

公認測量者署名印

㊞

副 申

上記のように申請がありましたので、ご審査下さい。

2 0 _____ 年 _____ 月 _____ 日

加盟団体

㊞

日本水泳連盟受付印



事前

事前審査申請のときは
点線部を朱書で囲うこと

一般国際 飛込プール公認申請書 (新規・再申請) (新規申請の場合は必ず裏面も記入のこと)

(一般・国際のいずれかを○で囲うこと)

現公認番号 _____ 公認期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日

- 1. プールの名称 (屋内/屋外)
- 2. プールの所在地
- 3. 所有者名
- 4. プールの躯体部の材質 (FRPの場合はメーカー名も)
- 5. 竣工 20 年 月 日
- 6. プール建設業者の社名
(1) プール本体工事者
- 7. 設計者
- 8. 濾過装置メーカーの社名
- 9. プール管理者氏名
- 10. プール主要目
(飛板のメーカー名)

10 m 飛込台	基
7.5 m 飛込台	基
5 m 飛込台	基
3 m 飛板	基
1 m 飛板	基
高飛込練習台 (1 m台)	基
練習用 1 m 飛板	基
水面泡立装置	有無
プール・サイドの温浴槽	有無

以上公認されたく、下記の図面、書類、写真を添え公認を申請します。

20 年 月 日

申請者住所 〒 _____

氏名 _____ ②

公益財団法人 日本水泳連盟

書類送付先住所 〒 _____

会長 鈴木 大地 殿

氏名 _____

TEL () _____

記

添付資料	図面番号	添付資料	図面番号
1. プール平面図		8. 飛板の取つけ詳細図	
2. プール正面図		9. 写真 (キャビネ型)	
3. プール側面図		10. 濾過装置設計詳細図	
4. プール設計構造図		11. 配管図	
5. 競泳プールとの関係位置図		12. 水面波立装置の詳細図	
6. 温浴槽の配置図		13. 飛板及び飛板支持台の検定証	
7. 飛込台の詳細図		加盟団体チェック責任者	②

(再申請の場合は省略可)
○図面番号の記入のないもの及び加盟団体チェック責任者の記名押印のないものは受付致しません。
○13は日本水泳連盟飛込委員会発行のもの。
○事前審査申請の際は9及び13を除き提出のこと。

副 申

上記のように申請がありましたので、ご審査下さい。

20 年 月 日

加盟団体

②

(公認測量者特記事項)

飛込プール公認チェックシート

公認年月日

プールの名称	屋外・室内 (いずれかを○で囲む)	プールの所有者
プール躯体の材質	所在地	

チェック内容

1. 飛込プール

項目	規定	実値	項目	規定	実値	項目	規定	実値	項目	規定	実値
プール底の最大傾斜角	30°		最深箇所の水深	1.80m		天井最大傾斜角(室内)	30°		観音プールとの間隔	掘外10.0m 室内 8.0m	

(一般・国際のいずれかを○で囲うこと)

2. 10m台

符号	項目	一般プール	国際プール	実値	
				No.1	No.2
A	プール後方壁との距離	1.50	1.50		
B	プール側方壁との距離	5.75	5.75		
D	プール前方壁との距離	13.50	13.50		
C	隣接する軸線間の距離	3.00	3.00		
E	台から天井までの距離	4.0	5.00		
G	基線前方の上方空間	6.0	前方6.00で5.00m		
F	基線後方・両側の上方空間	2.75	前方2.75で5.00m		
H	基線上の水深	4.50	5.00		
J/K	基線前方の水深	11.0mにおいて4.25	11.0mにおいて4.75		
L/M	基線側方水深	4.50mにおいて4.25	5.25mにおいて4.75		
	飛込台の幅	3.00			
	飛込台の長さ	6.00			
	飛込台の先端の厚さ	0.30以下 (0.20が基本)			
	飛込台の先端の内側傾斜角	10° 以内			

3. 7.5m台

符号	項目	一般プール	国際プール	実値	
				No.1	No.2
A	プール後方壁との距離	1.25	1.25		
B	プール側方壁との距離	4.50	4.75		
D	プール前方壁との距離	11.00	11.00		
C	隣接する軸線間の距離	2.75	2.75		
E	台から天井までの距離	3.25	3.50		
G	基線前方の上方空間	5.00	前方5.00で3.50m		
F	基線後方・両側の上方空間	2.75	2.75で3.50m		
H	基線上の水深	4.10	4.50		
J/K	基線前方の水深	8.00mにおいて4.00	8.00mにおいて4.40		
L/M	基線側方水深	3.75mにおいて4.00	4.50mにおいて4.40		
	飛込台の幅	2.00			
	飛込台の長さ	6.00			
	飛込台の先端の厚さ	0.30以下 (0.20が基本)			
	飛込台の先端の内側傾斜角	10° 以内			

4. 5m台

符号	項目	一般プール	国際プール	実値			
				No.1	No.2	No.3	No.4
A	プール後方壁との距離	1.25	1.25				
B	プール側方壁との距離	3.40	3.90				
D	プール前方壁との距離	10.25	10.25				
C	隣接する軸線間の距離	2.40	2.85				
E	台から天井までの距離	3.25	3.50				
G	基線前方の上方空間	5.00	前方5.00で3.50				
F	基線後方・両側の上方空間	2.75	2.75で3.50				
H	基線上の水深	3.70	3.80				
J/K	基線前方の水深	6.00mにおいて3.60	6.00mにおいて3.70				
L/M	基線側方水深	3.00mにおいて3.60	3.50mにおいて3.70				
	飛込台の幅	3.00					
	飛込台の長さ	6.00					
	飛込台の先端の厚さ	0.30以下 (0.20が基本)					
	飛込台の先端の内側傾斜角	10° 以内					

5. 3m飛板

符号	項目	一般プール	国際プール	実値			
				No.1	No.2	No.3	No.4
A	プール後方壁との距離	1.50	1.80				
B	プール側方壁との距離	3.50	3.50				
D	プール前方壁との距離	10.25	10.25				
C	隣接する軸線間の距離	2.20	2.60				
E	板から天井までの距離	5.00	5.00				
G	基線前方の上方空間	5.00	前方5.00で5.00				
F	基線後方・両側の上方空間	2.50	後方2.50m/3mで5.00				
H	基線上の水深	3.70	3.80				
J/K	基線前方の水深	6.00mにおいて3.60	前76.00mにおいて3.70				
L/M	基線側方水深	2.00mにおいて3.60	前72.50mにおいて3.70				
	飛板の材質	-					
	飛込台の長さ	5.00					
	飛込台の幅	1.00(2.00)					
	支持台上面と飛板上面の距離	ローラーが支持台先端から0.44mのとき	0.35				

6. 1m飛板

記号	項目	一般プール	国際プール	実値					
				No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6
A	プール後方壁との距離	1.50	1.80						
B	プール側方壁との距離	2.50	2.50						
D	プール前方壁との距離	9.00	9.00						
C	隣接する軸線間の距離	2.00	2.40						
E	板から天井までの距離	5.00	5.00						
G	基線前方の上方空間	5.00	前方5.00mで5.00						
F	基線後方・両側の上方空間	2.50	前方2.50mにおいて5.00						
H	基線上の水深	3.40	3.50						
J/K	基線前方の水深	前方5.00mにおいて3.30	前方5.00mにおいて3.40						
L/M	基線側方水深	側方1.50mにおいて3.30	側方2.00mにおいて3.40						
	飛板の材質	-							
	飛込台の長さ	5.00							
	飛込台の幅	1.00(3.00)							
	支持台上面と飛板上面の距離	ローラーが支持台先端から0.44mのとき	0.25						

7. 記入上の注意

- (1) 特に指定のない規定数値は、最小寸法(単位メートル)を示す。
- (2) 規定値に対する許容幅。
①高さ 0m≦+0.05m
②水深 -2パーセント
- (3) 各符号については規則参照のこと。
- (4) Bの寸法は側壁に最も近い飛込台、又は飛板につき記入のこと(配置が円筒のときは2基、向い合って2間にあるときは各2基、計4基)。
- (5) C及びL/Mの寸法は、左右いずれか小さい数値を記入のこと。(10m飛込台を中心とした場合、Cの寸法は10m台よりはじめて左右それぞれ順次に測定のこと)。
- (6) Fの寸法は、最も小さい数値を記入のこと。
- (7) E、G、Fは室内プールの場合のみ記入のこと。
- (8) 1m及び3mの飛込台を設置するときはチェック内容を別紙で添付すること。
- (9) 1m及び3mの飛込台の幅の()内は望ましい値。

公認測量者署名・印
審査担当委員署名・印
飛込委員長署名・印



水球プール(専用)公認申請書

- 1. プールの名称
- 2. プールの所在地
- 3. 所有者名
- 4. プールの躯体部の材質 (FRPの場合はメーカー名も)

- 8. 濾過装置メーカーの社名
- 9. プール管理者氏名

住所

資格コード	登録番号

プール管理者は次のいずれかの資格取得者となります。その資格コード(01-08)と登録番号を記入すること。

- (01) 日本体育協会公認水泳指導員 (05) 日本体育協会公認水泳教師
- (02) 日本体育協会公認水泳上級指導員 (06) 日本体育協会公認水泳上級教師
- (03) 日本体育協会公認水泳コーチ (07) 日本体育協協会水泳指導管理士
- (04) 日本体育協会公認水泳上級コーチ (08) 日本プールアムニティ施設協会プール衛生管理者

- 5. 竣工 20 年 月 日
- 6. プール建設業者の社名
(1) プール本体工事者

- 10. プール主要目 (1) プール長 m
- (2) プール全幅 m
- (3) 水深 m
- (4) 屋内・屋外 (いずれかを○で囲む)

- 7. 設計者

以上公認されたく、下記の図面、書類、写真を添え公認を申請します。

20 年 月 日

公益財団法人 日本水泳連盟
会長 鈴木 大地 殿

申請者 住所 〇

氏名 〇

書類送付先 住所 〇

氏名 〇

TEL ()

記

添付資料	図面番号	添付資料	図面番号
①. プール平面図		⑤. 濾過装置設計詳細図	
②. プール設計構造図		⑥. 配管図	
③. プール付近関係図		⑦. 公認用備品一覧表 (様式任意)	
④. 写真 (キャビネ型)		加盟団体チェック責任者	〇

①事前申請書には〇印の資料提出のこと。 ②図面番号の記入 (裏面とも) 及び加盟団体チェック責任者の記名押印のないものは受付致しません。

副 申

上記のように申請がありましたので、ご審査下さい。

20 年 月 日

加盟団体

〇

(公認測量者特記事項)

公認プール測量結果一覧表

1. プールの名称

加盟団体名

2. 測量条件 日時 20 年 月 日 時~ 時

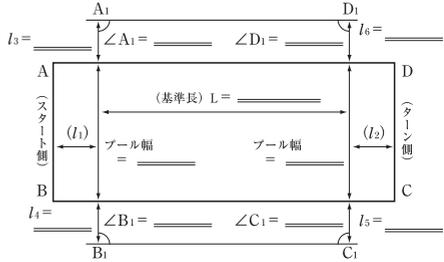
公認測量者署名	㊟
---------	---

天候 気温 (T) ℃
 鋼巻尺の日本水泳連盟登録番号 (Cl=)
 光波計メーカー 型式

3. 基準点、寸法及び四隅の角度 (二重アンダーライン上に数値を記入すること)

① $A_1D_1 (=B_1D_1)$ の測定値 = 24,600m
 (50mプールにあっては49,600m) (実施要領 2-③参照)

② A_1D_1 (℃) = _____
 $CP = \frac{A_1D_1}{\beta} (P - P_0) =$ _____
 $Ct = \frac{A_1D_1}{a} (T - T_0) =$ _____
 $L = \frac{A_1D_1}{\beta} + Cp + Ct =$ _____
 Cp : 張力による補正值 (m) P : 測定時の張力 (kg)
 P_0 : 指定張力 Ct : 温度による補正值 (m)
 a : 使用する鋼巻尺の膨張係数 T : 測定時の気温 (℃)
 β : 使用する鋼巻尺の張力補正係数
 T_0 : 使用する鋼巻尺固有の標準温度
 Ci : 器差による補正值



③ l_1, l_2 の計算
 (スタート側) $l_1 = \frac{l_1 \text{の総合計}}{5 \times \text{レーン数}} =$ _____ (ターン側) $l_2 = \frac{l_2 \text{の総合計}}{5 \text{ (又は 4)} \times \text{レーン数}} =$ _____

④ 四隅の角度

測角点	初 読	終 読	3倍角	平均値
$\angle A_1$				
$\angle B_1$				
$\angle C_1$				
$\angle D_1$				

⑤ プール長 (各レーンごとの l_1 及び l_2 のそれぞれの最大値に○、最小値に△をつけること。赤色マーク)

レーン	測定点	スタート側		ターン側		$L + l_1 + l_2$	レーン	測定点	スタート側		ターン側		$L + l_1 + l_2$
		l_1	$l_1 - l_1$	l_2	$l_2 - l_2$				l_1	$l_1 - l_1$	l_2	$l_2 - l_2$	
0	①						5	①					
	②							②					
	③							③					
	④							④					
	⑤							⑤					
	最凸部の $l_1 + ③$ の $l_2 + L =$								最凸部の $l_1 + ③$ の $l_2 + L =$				
1	①						6	①					
	②							②					
	③							③					
	④							④					
	⑤							⑤					
	最凸部の $l_1 + ③$ の $l_2 + L =$								最凸部の $l_1 + ③$ の $l_2 + L =$				
2	①						7	①					
	②							②					
	③							③					
	④							④					
	⑤							⑤					
	最凸部の $l_1 + ③$ の $l_2 + L =$								最凸部の $l_1 + ③$ の $l_2 + L =$				
3	①						8	①					
	②							②					
	③							③					
	④							④					
	⑤							⑤					
	最凸部の $l_1 + ③$ の $l_2 + L =$								最凸部の $l_1 + ③$ の $l_2 + L =$				
4	①						9	①					
	②							②					
	③							③					
	④							④					
	⑤							⑤					
	最凸部の $l_1 + ③$ の $l_2 + L =$								最凸部の $l_1 + ③$ の $l_2 + L =$				

年 月 日

請 求 書

殿

東京都渋谷区神南1-1-1 岸記念体育館

公益財団法人 日本水泳連盟

会 長 鈴木大地 ㊞

次の通りご請求申し上げます。

1. 金 円也

適用：プール公認・認定料・事前審査料（いずれかを○で囲む）

プール名

（関連規定は、規則第15条の通り）

取引銀行	三菱東京UFJ銀行渋谷支店	No.4444039	
(何れも普通預金)	みずほ銀行渋谷支店	No.516086	
	三井住友銀行渋谷支店	No.0921972	振替貯金 00130-1-5178

年 月 日

領 収 書

殿

東京都渋谷区神南1-1-1 岸記念体育館

公益財団法人 日本水泳連盟

会 長 鈴木大地 ⑩

次の通り領収致しました。

1. 金 円也

適用：プール公認・認定料・事前審査料（いずれかを○で囲む）

プール名

（関連規定は、規則第15条の通り）

年 月 日

請 求 書

殿

加盟団体名

(公認測量者)

住 所

氏 名

⑩

(公認測量者印のないものは無効です。)

次の通りご請求申し上げます。

1. 金 円也

適用：プール実施測量旅費。明細下記の通り。

		旅 費 内 訳									備 考
月	日	経 路		鉄道・道路 キロ数	日 当 日帰日当	宿泊料	鉄道賃	自動車賃	船 賃	その他	
		発	着								
旅 費 合 計				円							

(関連規定は、規則第15条の通り)

(注意) 助手に要した費用については別葉とすること。

年 月 日

領 収 書

殿

加盟団体名

(公認測量者)

住 所

氏 名

⑩

(公認測量者印のないものは無効です。)

次の通り領収致しました。

1. 金 円也

適用：プール実施測量旅費。明細下記の通り。

月 日		旅 費 内 訳								備 考
		経 路 発 着	鉄道・道路 キロ数	日 当 日 帰 日 当	宿泊料	鉄道賃	自動車賃	船 賃	その他	
旅 費 合 計				円						

(関連規定は、規則第15条の通り)

(注意) 助手に要した費用については別葉とすること。

年 月 日

請 求 書

殿

加盟団体名

(公認測量者)

住 所

氏 名

①

(公認測量者印のないものは無効です。)

次の通りご請求申し上げます。

1. 金 円也

摘要：プール公認・認定申請文書作成費。明細下記の通り。

項 目	金 額	備 考
文書作成費	10,000円	
郵 送 料	円	
電 話 料	円	
タイプ印書費	円	
コピー料金	円	
写 真 代	円	
	円	
	円	
	円	
合 計	円	

(関連規定は、規則第15条の通り)

年 月 日

領 収 書

殿

加盟団体名

(公認測量者)

住 所

氏 名

①

(公認測量者印のないものは無効です。)

次の通り領収致しました。

1. 金 円也

摘要：プール公認・認定申請文書作成費。明細下記の通り。

項 目	金 額	備 考
文書作成費	10,000円	
郵 送 料	円	
電 話 料	円	
タイプ印書費	円	
コピー料金	円	
写 真 代	円	
	円	
	円	
	円	
合 計	円	

(関連規定は、規則第15条の通り)

日本水泳連盟プール公認規則 2015 年版（©2015 年）

平成 27 年 6 月 28 日発行

発 行 者 公益財団法人 日本水泳連盟
〒150-0041 東京都渋谷区神南 1 丁目 1 番 1 号
岸記念体育会館内
TEL. 03-3481-2306 FAX. 03-3481-0942

印 刷 所 株式会社 エーピーアイ
東京都江東区清澄 2 - 11 - 7

無断複製転載を禁ず